

## 千葉県生涯大学校等関係資料

# 目 次

1	千葉県生涯大学校について	1
2	千葉県生涯大学校の学生数	2
3	平成 22 年度入学生の応募状況	3
4	千葉県生涯大学校応募者数の推移 一般課程(学園別)	4
5	千葉県生涯大学校応募者数の推移 一般課程(学科別)	5
6	年度別応募者の状況(倍率) 一般課程 通信課程	6
7	千葉県生涯大学校応募者数の推移 専攻課程(学園別)	7
8	年度別応募者の状況(倍率) 専攻課程	8
9	千葉県生涯大学校の管理運営体制	9
10	千葉県生涯大学校の運営経費	10
11	他県の高齢者大学校の状況	11
12	市町村の生涯学習等実施状況	14
13	生涯大学校卒業生によるボランティア等活動団体の状況	15
14	平均寿命の推移と将来推計(全国)	18
15	平均寿命の推移と将来推計(千葉県)	19
16	高齢者の生存率の推移	20
17	高齢者人口と高齢化率の推移と将来推計	21
18	要介護等高齢者数の将来推計	22
19	高齢化による現役世代の負担の将来推計	23
20	一人暮らし高齢者数の推移と将来推計	24
21	近所の人たちとの交流状況	25
22	今後の居住意向	26
23	社会への貢献意識	27
24	社会への貢献内容	28
25	地域活動に参加しなかった理由	29
26	退職後の地域との関わり方	30
27	千葉県生涯大学校設置管理条例	31
28	千葉県生涯大学校管理規則	36

# 千葉県生涯大 学 校 に つ い て

○目 的 高齢者の自己啓発と社会活動への参加による生きがづくり

○体 制

- ・昭和50年開校 2年制
- ・県内5学園6校舎（11の施設）に約3,500名が学ぶ国内最大の学びの場
- ・一般課程：福祉科・生活科・園芸科・陶芸科
- ・専攻課程：社会専攻科・園芸専攻科・陶芸専攻科
- ・通信課程：福祉生活科

○管理運営 平成17年度まで (財)千葉県福祉ふれあい財団へ運営委託  
平成18年度から 指定管理者制度により(株)ハリマビシステムへ管理運営委託



# 千葉県生涯大学校の学生数

平成22年4月1日現在

## 一般課程

学園名	学科名	定員	1年	2年	計
京葉学園	福祉科	70	75	67	142
	生活科	70	72	62	134
	園芸科	140	142	136	278
	陶芸科	50	54	46	100
	計	330	343	311	654
東葛飾学園 浅間台校舎	福祉科	70	68	50	118
	生活科	30	30	27	57
	園芸科	140	137	126	263
	計	240	235	203	438
東葛飾学園 江戸川台校舎	福祉科	140	145	114	259
	生活科	90	96	84	180
	陶芸科	50	56	54	110
	計	280	297	252	549
東総学園	福祉科	70	24	11	35
	生活科	30	30	27	57
	園芸科	70	74	67	141
	陶芸科	25	28	26	54
	計	195	156	131	287
外房学園	福祉科	70	52	42	94
	生活科	30	30	31	61
	園芸科	70	77	62	139
	陶芸科	25	27	24	51
	計	195	186	159	345
南房学園	福祉科	70	8	15	23
	生活科	30	19	14	33
	園芸科	70	66	41	107
	陶芸科	25	23	25	48
	計	195	116	95	211
合計		1,435	1,333	1,151	2,484

## 通信課程

京葉学園	福祉生活科	500	34	39	73
------	-------	-----	----	----	----

## 一般課程＋通信課程

合計		1,935	1,367	1,190	2,557
----	--	-------	-------	-------	-------

## 専攻課程

学園名	学科名	定員	1年	2年	計
京葉学園	社会専攻科	310	111	78	189
	園芸専攻科	110	113	112	225
	陶芸専攻科	50	48	50	98
	計	470	272	240	512
東葛飾学園	社会専攻科	70	76	73	149
	園芸専攻科	50	54	55	109
	陶芸専攻科	50	52	44	96
	計	170	182	172	354
東総学園	陶芸専攻科	25	16	17	33
外房学園	陶芸専攻科	25	17	22	39
南房学園	陶芸専攻科	25	26	27	53
合計		715	513	478	991

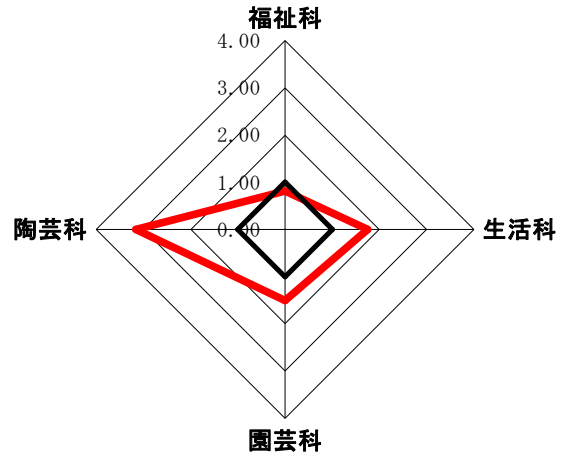
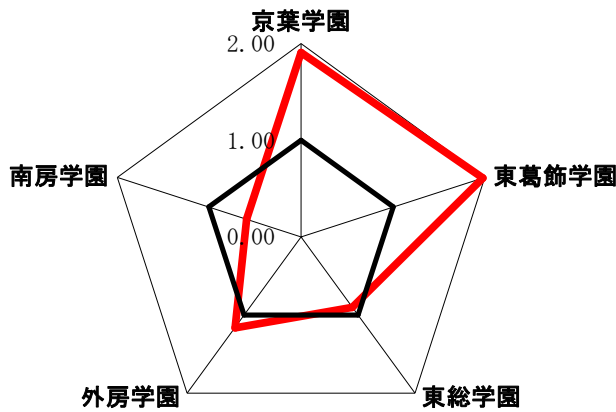
総合計	2,650	1,880	1,668	3,548
-----	-------	-------	-------	-------

## 学科別集計

一般課程	福祉科	490	372	299	671
	生活科	280	277	245	522
	園芸科	490	496	432	928
	陶芸科	175	188	175	363
	合計	1,435	1,333	1,151	2,484
通信課程	福祉生活科	500	34	39	73
専攻課程	社会専攻科	380	187	151	338
	園芸専攻科	160	167	167	334
	陶芸専攻科	175	159	160	319
	合計	715	513	478	991

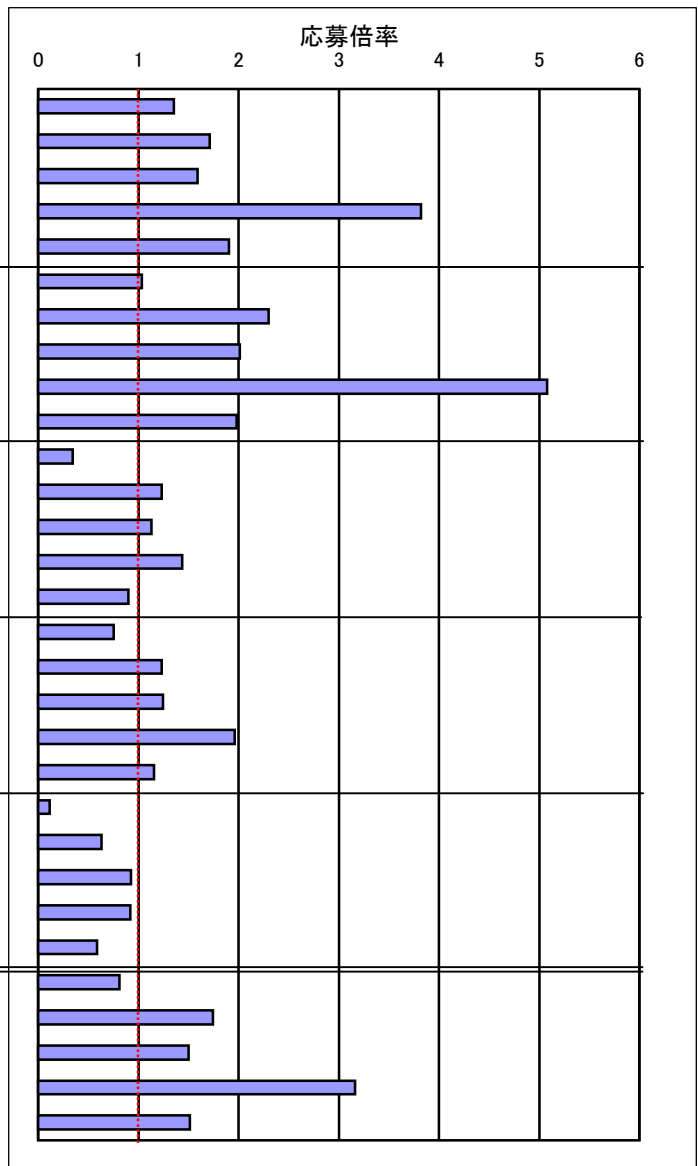
# 平成22年度入学生の応募状況

- 京葉・東葛飾学園は応募倍率が2倍近いが、外房学園は約1倍、東総・南房学園は1倍未満であり、学園により差がある。
- 陶芸科は応募倍率が3.16倍と最も高く、生活科・園芸科は1倍を超えているが、福祉科は1倍未満であり、学科により差がある。



一般課程（単位：人）

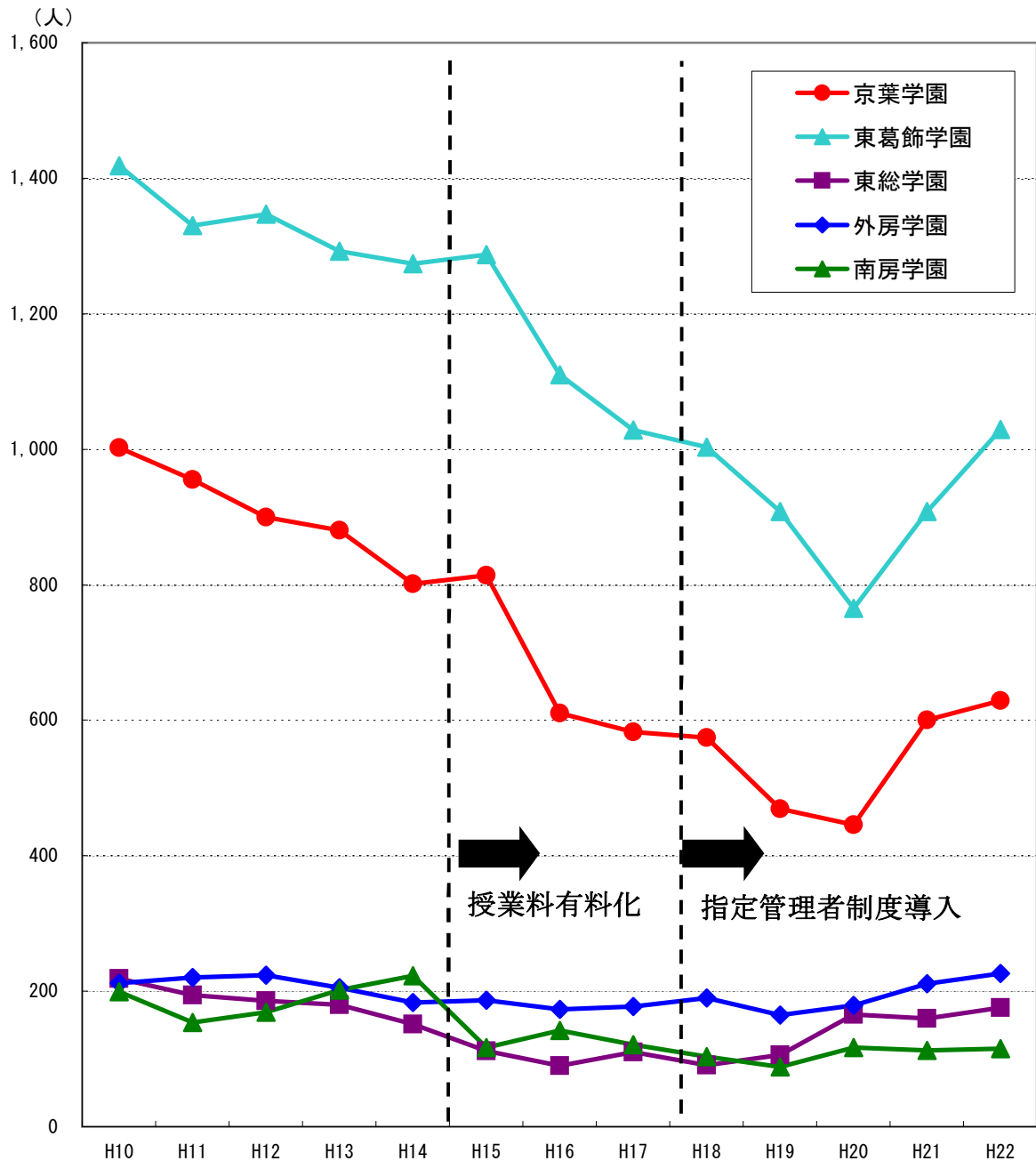
学園	学科	定員	応募者数	倍率
京葉学園	福祉科	70	95	1.36
	生活科	70	120	1.71
	園芸科	140	223	1.59
	陶芸科	50	191	3.82
	計	330	629	1.91
東葛飾学園	福祉科	210	217	1.03
	生活科	120	276	2.30
	園芸科	140	282	2.01
	陶芸科	50	254	5.08
	計	520	1,029	1.98
東総学園	福祉科	70	24	0.34
	生活科	30	37	1.23
	園芸科	70	79	1.13
	陶芸科	25	36	1.44
	計	195	176	0.90
外房学園	福祉科	70	53	0.76
	生活科	30	37	1.23
	園芸科	70	87	1.24
	陶芸科	25	49	1.96
	計	195	226	1.16
南房学園	福祉科	70	8	0.11
	生活科	30	19	0.63
	園芸科	70	65	0.93
	陶芸科	25	23	0.92
	計	195	115	0.59
合計	福祉科	490	397	0.81
	生活科	280	489	1.75
	園芸科	490	736	1.50
	陶芸科	175	553	3.16
	計	1,435	2,175	1.52



# 千葉県生涯大学校 応募者数の推移

○全学園で応募者は減少傾向にあるが、平成21年度は応募者数が増加している。

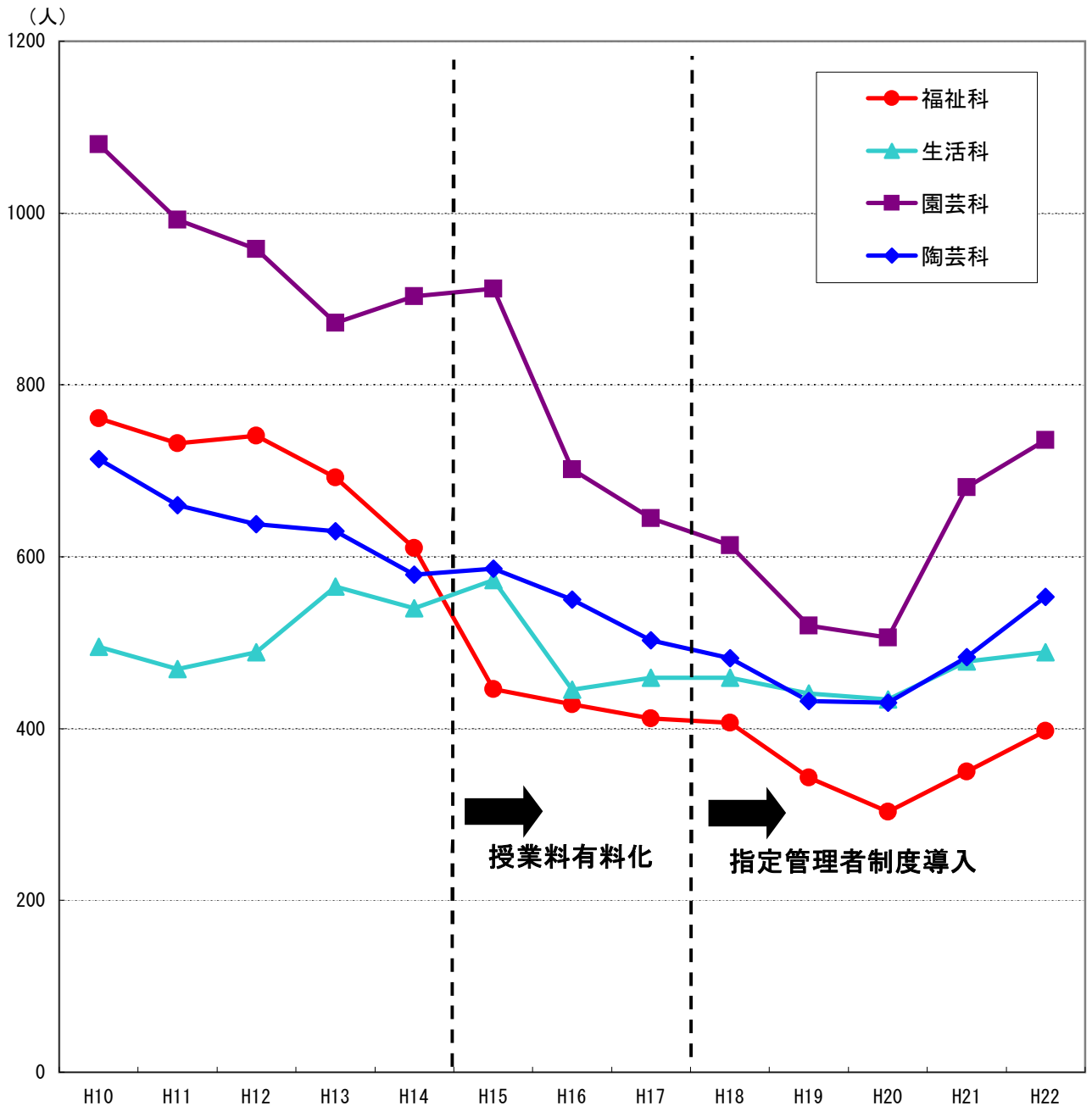
一般課程（学園別）



# 千葉県生涯大 학교 応募者数の推移

○全学科で応募者は減少傾向にあるが、平成21年度から応募者数が増加している。

一般課程（学科別）



## 年度別応募者の状況（倍率）

### 一般課程

学園・校舎	学科	定員	応募者数							
			平成22年度 (倍率)	平成21年度 (倍率)	平成20年度 (倍率)	平成19年度 (倍率)	平成18年度 (倍率)	平成17年度 (倍率)	平成16年度 (倍率)	
京葉学園	福祉科	70	95 (1.36)	74 (1.06)	58 (0.83)	61 (0.87)	76 (1.09)	85 (1.21)	95 (1.36)	
	生活科	70	120 (1.71)	149 (2.13)	122 (1.74)	120 (1.71)	134 (1.91)	120 (1.71)	119 (1.70)	
	園芸科	140	223 (1.59)	226 (1.61)	146 (1.04)	170 (1.21)	208 (1.49)	214 (1.53)	213 (1.52)	
	陶芸科	50	191 (3.82)	151 (3.02)	120 (2.40)	118 (2.36)	156 (3.12)	164 (3.28)	183 (3.66)	
	小計	330	629 (1.91)	600 (1.82)	446 (1.35)	469 (1.42)	574 (1.74)	583 (1.77)	610 (1.85)	
東葛飾学園	浅間校舎	福祉科	70	69 (0.99)	59 (0.84)	57 (0.81)	55 (0.79)	82 (1.17)	70 (1.00)	76 (1.09)
		生活科	30	80 (2.67)	63 (2.10)	69 (2.30)	76 (2.53)	71 (2.37)	66 (2.20)	72 (2.40)
		園芸科	140	282 (2.01)	249 (1.78)	160 (1.14)	215 (1.54)	258 (1.84)	251 (1.79)	319 (2.28)
		小計	240	431 (1.80)	371 (1.55)	286 (1.19)	346 (1.44)	411 (1.71)	387 (1.61)	467 (1.95)
	江戸川校舎	福祉科	140	148 (1.06)	138 (0.99)	121 (0.86)	166 (1.19)	185 (1.32)	184 (1.31)	185 (1.32)
		生活科	90	196 (2.18)	175 (1.94)	157 (1.74)	162 (1.80)	170 (1.89)	210 (2.33)	188 (2.09)
		園芸科	50	254 (5.08)	224 (4.48)	201 (4.02)	234 (4.68)	237 (4.74)	247 (4.94)	270 (5.40)
		小計	280	598 (2.14)	537 (1.92)	479 (1.71)	562 (2.01)	592 (2.11)	641 (2.29)	643 (2.30)
東総学園	福祉科	70	24 (0.34)	16 (0.23)	19 (0.27)	17 (0.24)	11 (0.16)	13 (0.19)	0 (0.00)	
	生活科	30	37 (1.23)	27 (0.90)	27 (0.90)	25 (0.83)	14 (0.47)	23 (0.77)	20 (0.67)	
	園芸科	70	79 (1.13)	85 (1.21)	73 (1.04)	43 (0.61)	44 (0.63)	55 (0.79)	46 (0.66)	
	陶芸科	25	36 (1.44)	32 (1.28)	47 (1.88)	21 (0.84)	22 (0.88)	19 (0.76)	24 (0.96)	
	小計	195	176 (0.90)	160 (0.82)	166 (0.85)	106 (0.54)	91 (0.47)	110 (0.56)	90 (0.46)	
外房学園	福祉科	70	53 (0.76)	46 (0.66)	31 (0.44)	39 (0.56)	45 (0.64)	50 (0.71)	60 (0.86)	
	生活科	30	37 (1.23)	48 (1.60)	42 (1.40)	48 (1.60)	48 (1.60)	28 (0.93)	27 (0.90)	
	園芸科	70	87 (1.24)	71 (1.01)	73 (1.04)	52 (0.74)	57 (0.81)	53 (0.76)	48 (0.69)	
	陶芸科	25	49 (1.96)	46 (1.84)	33 (1.32)	26 (1.04)	40 (1.60)	46 (1.84)	38 (1.52)	
	小計	195	226 (1.16)	211 (1.08)	179 (0.92)	165 (0.85)	190 (0.97)	177 (0.91)	173 (0.89)	
南房学園	福祉科	70	8 (0.11)	17 (0.24)	17 (0.24)	5 (0.07)	8 (0.11)	10 (0.14)	12 (0.17)	
	生活科	30	19 (0.63)	16 (0.53)	17 (0.57)	10 (0.33)	22 (0.73)	12 (0.40)	19 (0.63)	
	園芸科	70	65 (0.93)	50 (0.71)	54 (0.77)	40 (0.57)	46 (0.66)	72 (1.03)	76 (1.09)	
	陶芸科	25	23 (0.92)	30 (1.20)	29 (1.16)	33 (1.32)	27 (1.08)	27 (1.08)	35 (1.40)	
	小計	195	115 (0.59)	113 (0.58)	117 (0.60)	88 (0.45)	103 (0.53)	121 (0.62)	142 (0.73)	
合計		1,435	2,175 (1.52)	1,992 (1.39)	1,673 (1.17)	1,736 (1.21)	1,961 (1.37)	2,019 (1.41)	2,125 (1.48)	

### 通信課程

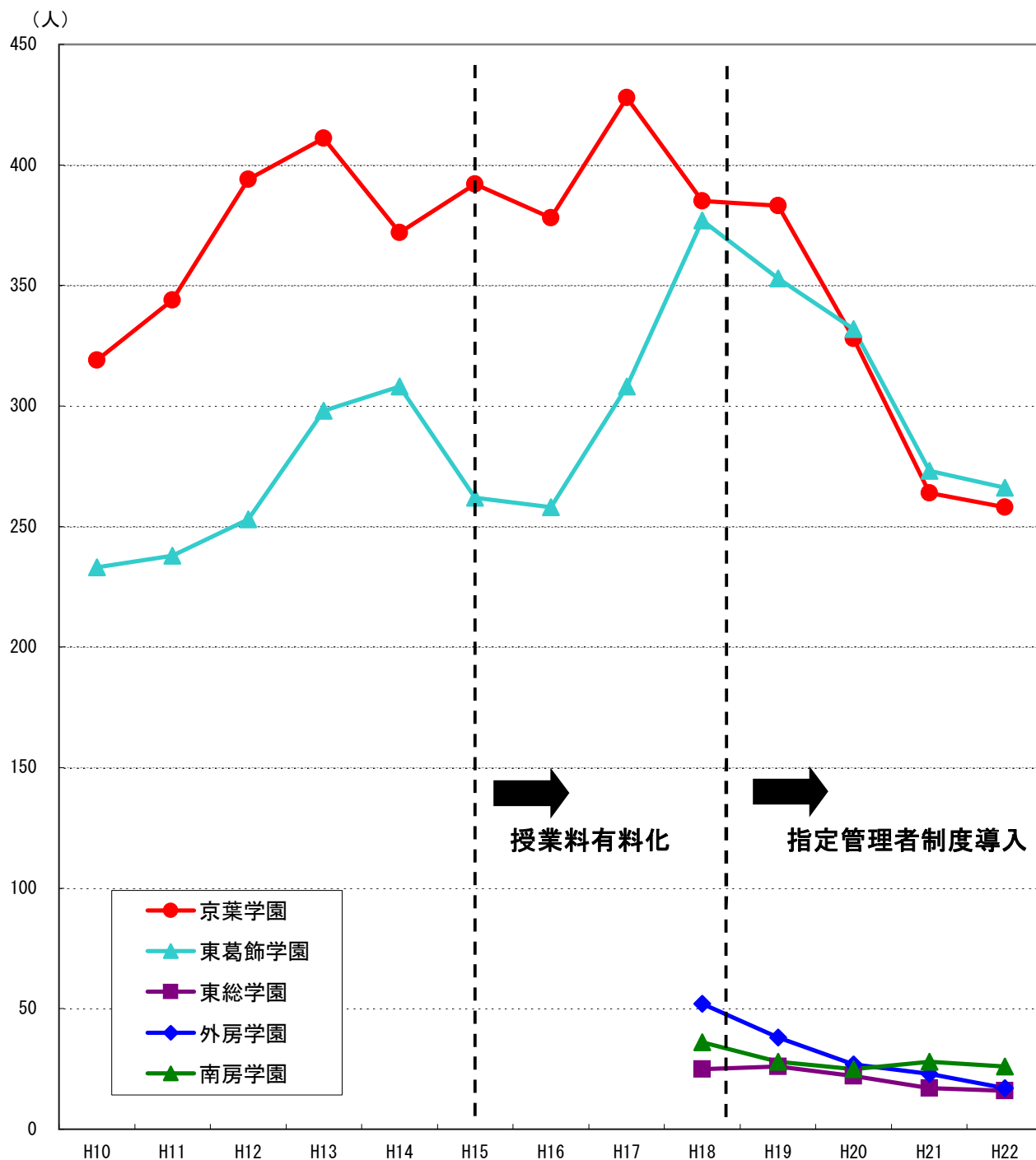
学園	学科	定員	応募者数						
			平成22年度 (倍率)	平成21年度 (倍率)	平成20年度 (倍率)	平成19年度 (倍率)	平成18年度 (倍率)	平成17年度 (倍率)	平成16年度 (倍率)
京葉学園	福祉生活科	500	35 (0.07)	46 (0.09)	22 (0.04)	26 (0.05)	34 (0.07)	44 (0.09)	45 (0.09)



# 千葉県生涯大学校 応募者数の推移

○平成18年度までは増加傾向にあったが、その後減少に転じている。

## 専攻課程（学園別）



※ 東総・外房・南房学園は、平成18年度に陶芸専攻科(各定員25名)を設置した。

## 年度別応募者の状況（倍率）

### 専攻課程

学 園	学 科	定員 (名)	応 募 者 数							
			平成22年度 (倍率)	平成21年度 (倍率)	平成20年度 (倍率)	平成19年度 (倍率)	平成18年度 (倍率)	平成17年度 (倍率)	平成16年度 (倍率)	
京葉学園	社会 専攻科	310	106 (0.34)	92 (0.30)	128 (0.41)	153 (0.49)	144 (0.46)	183 (0.59)	179 (0.58)	
	園芸 専攻科	110	104 (0.95)	121 (1.10)	136 (1.24)	148 (1.35)	145 (1.32)	153 (1.39)	128 (1.16)	
	陶芸 専攻科	50	48 (0.96)	51 (1.02)	64 (1.28)	82 (1.64)	96 (1.92)	92 (1.84)	71 (1.42)	
	計	470	258 (0.55)	264 (0.56)	328 (0.70)	383 (0.81)	385 (0.82)	428 (0.91)	378 (0.80)	
東葛飾学園	浅間台 校舎 園芸 専攻科	50	87 (1.74)	80 (1.60)	116 (2.32)	116 (2.32)	115 (2.30)	96 (1.92)	66 (1.32)	
	江戸川 台校舎	社会 専攻科	70	126 (1.80)	144 (2.06)	156 (2.23)	170 (2.43)	182 (2.60)	152 (2.17)	156 (2.23)
		陶芸 専攻科	50	53 (1.06)	49 (0.98)	60 (1.20)	67 (1.34)	80 (1.60)	60 (1.20)	36 (0.72)
		計	120	179 (1.49)	193 (1.61)	216 (1.80)	237 (1.98)	262 (2.18)	212 (1.77)	192 (1.60)
東総学園	陶芸 専攻科	25	16 (0.64)	17 (0.68)	22 (0.88)	26 (1.04)	25 (1.00)			
外房学園	陶芸 専攻科	25	17 (0.68)	23 (0.92)	27 (1.08)	38 (1.52)	52 (2.08)			
南房学園	陶芸 専攻科	25	26 (1.04)	28 (1.12)	25 (1.00)	28 (1.12)	36 (1.44)			
合 計		715	583 (0.82)	605 (0.85)	734 (1.03)	828 (1.16)	875 (1.22)	736 (1.27)	636 (1.10)	
定 員			715	715	715	715	715	580	580	

## 千葉県生涯大学校の管理運営体制

- 平成17年度までは、財団法人千葉県福祉ふれあい財団に委託。
- 平成18年度から指定管理者制度を導入（3年単位）。  
指定管理者は、株式会社ハリマビステム（現在2期目）。
- 組織は、基本的に財団時代の体制を踏襲している。

### 指定管理者の概要

- 名称 株式会社ハリマビステム
- 所在地 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
- 代表者 鴻 義久（代表取締役）
- 設立者 昭和36年10月6日
- 資本金 6億5,000万円
- 主な事業 建物の清掃、警備、設備保守等のビルメンテナンス

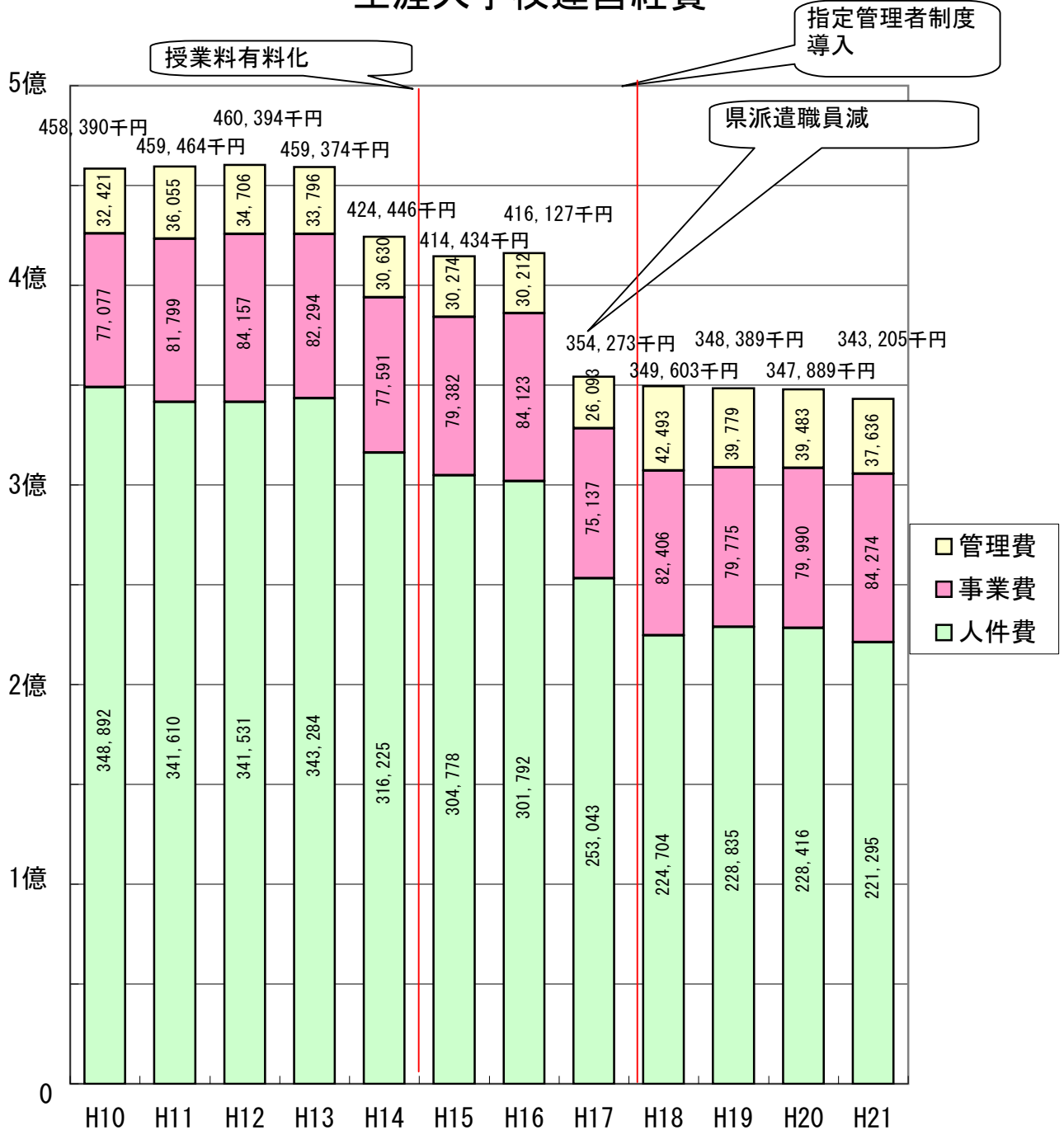
### 学園別職員数（平成22年4月1日現在）

項目	京葉	東葛飾	東総	外房	南房	事務局	合計	常勤	雇用形態	17年度
事務総長						1	1	1	正規	1
事務局長							0	0	契約	1
学園長	1	2	1	1	1		6	2	契約	4
副学園長		1					1	0	契約	6
事務員	3	2	1	1	1	4	12	8	正規1、契約11	12
事務補助	1	6	2	2	2	2	15	0	日々雇用	15
事務小計	5	11	4	4	4	7	35	11		39
園芸教授等	4	3	1	1	1	1	11	1	契約	10
園芸助手	3	2	1	1	1		8	0	日々雇用	7
陶芸教授等	4	4	2	2	2		14	1	契約	14
陶芸助手							0	0	日々雇用	1
技術小計	11	9	4	4	4	1	33	2		32
合計	16	20	8	8	8	8	68	13	正規2、契約43 日々雇用23	71

# 千葉県生涯大学の運営経費

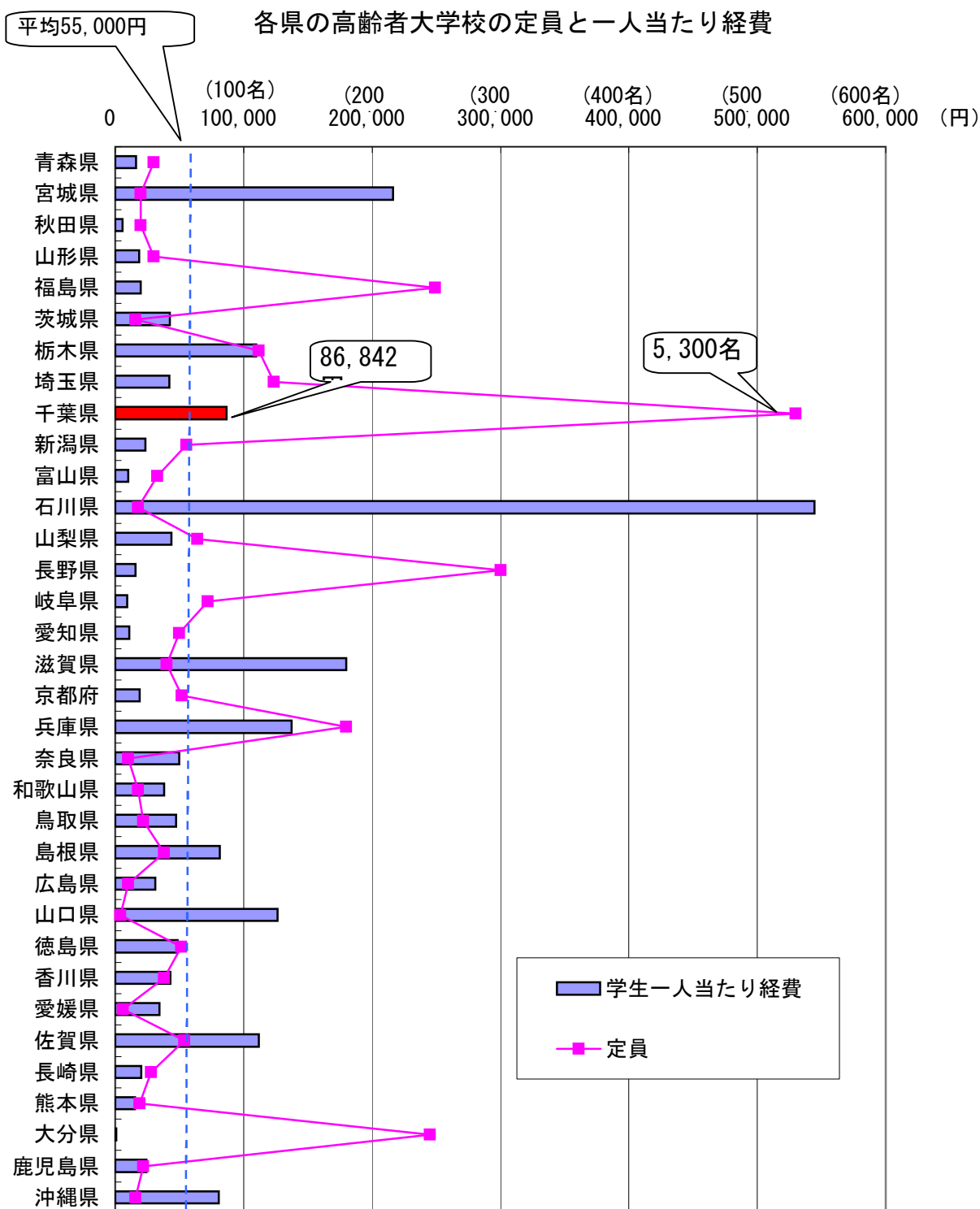
○平成13年度まではほぼ横ばいで推移していたが、平成14年度から事務局の組織改正のため3,500万円の経費縮減、平成17年度には県派遣職員の減のため6,200万円の経費縮減、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、経費は減少傾向にある。

## 生涯大学校運営経費



# 他 県 の 高 齢 者 大 学 校 の 状 況

- 47都道府県中、34府県で実施している。
- 本県は規模では最大である（定員5,300名）。
- 学生一人当たり経費では本県は86,842円であり、8番目に高い。10万円以上が7県ある一方、18,000円以下の県も7県ある。全国平均は約55,000円である。



## 他県の高齢者大学校の状況について

平成21年7月 宮城県調査等より

都道府県名	管理運営費		職員数			学生数 定員	学生一人当たり 経費		学生一人当たり 経費 都道府県負担分
	21年度事業予算	うち都道府県負担分	合計	常勤	非常勤				
北海道	無(平成16年度を最後に事業廃止)								
青森県	4,843千円	4,843千円	1	0	1	300	16,143	16,143	
岩手県	無(平成19年度に事業廃止)								
宮城県	43,274千円	33,959千円	9	1	8	200	216,370	2 169,795 2	
秋田県	1,095千円	203千円	2	1	1	200	5,475	1,015	
山形県	5,609千円	3,439千円	2	2	0	300	18,697	11,463	
福島県	49,924千円	1,110千円	18	17	1	2,490	20,050	446	
茨城県	6,790千円	6,790千円				160	42,438	42,438	
栃木県	122,760千円	102,062千円	15	7	8	1,120	109,607	7 91,127 5	
群馬県	無								
埼玉県	51,972千円	9,951千円	18	9	9	1,235	42,083	8,057	
千葉県	311,329千円	311,329千円	68	13	55	5,300	86,842	8 86,842 6	
東京都	無								
神奈川県	無								
新潟県	13,102千円	13,102千円	8	8	0	555	23,607	23,607	
富山県	3,340千円	2,500千円	兼務			330	10,121	7,576	
石川県	98,032千円	91,444千円	9	9	0	180	544,622	1 508,022 1	
福井県	無								
山梨県	28,000千円	23,000千円	14	0	14	640	43,750	35,938	
長野県	47,051千円	35,051千円	12	0	12	3,000	15,684	11,684	
岐阜県	6,767千円	4,967千円	1	1	0	720	9,399	6,899	
静岡県	無								
愛知県	5,371千円	5,371千円	6	6	0	500	10,742	10,742	
三重県	無								
滋賀県	71,954千円	62,374千円	6	4	2	400	179,885	3 155,935 3	
京都府	9,800千円	2,346千円				520	18,846	4,512	
大阪府	無(平成20年度末に事業廃止)								
兵庫県	247,451千円	107,300千円	32	28	4	1,800	137,473	4 59,611	
奈良県	4,992千円	4,242千円	15	14	1	100	49,920	42,420	
和歌山県	6,887千円	6,887千円	不明			180	38,261	38,261	
鳥取県	10,459千円	10,459千円	6	4	2	220	47,541	47,541	
島根県	30,874千円	22,278千円	2.5	2.5	0	380	81,247	58,626	
岡山県	無								
広島県	3,106千円	906千円	5	5	0	100	31,060	9,060	
山口県	5,053千円	5,053千円	5	5	0	40	126,325	5 126,325 4	
徳島県	24,941千円	22,366千円	7	2	5	515	48,429	43,429	
香川県	16,357千円	9,277千円	4	4	0	380	43,045	24,413	
愛媛県	2,072千円	2,072千円	2	2	0	60	34,533	34,533	
高知県	無(昭和56年度に事業廃止)								
福岡県	無(平成19年度に「高齢者はつつ活動拠点事業」に組み替え								

## 他県の高齢者大学校の状況について

平成21年7月 宮城県調査等より

都道府県名	管 理 運 営 費		職 員 数			学生数	学生一人当たり 経費	学生一人当たり 経費 都道府県負担分		
	21年度事業予算	うち都道府県負担分	合計	常勤	非常勤	定員				
佐賀県	60,288千円	37,967千円	7	5	2	540	111,644	6	70,309	
長崎県	5,695千円	3,935千円	3	3	0	280	20,339		14,054	
熊本県	2,961千円	2,961千円	1	0	1	192	15,422		15,422	
大分県	2,271千円	1,135千円				2,450	927		463	
宮城県	無									
鹿児島県	5,339千円	5,339千円	15	4	11	220	24,268		24,268	
沖縄県	12,918千円	12,918千円	5	1	4	160	80,738		80,738	
	1,322,677千円	968,936千円				25,767	54,992		40,285	
							40,285			

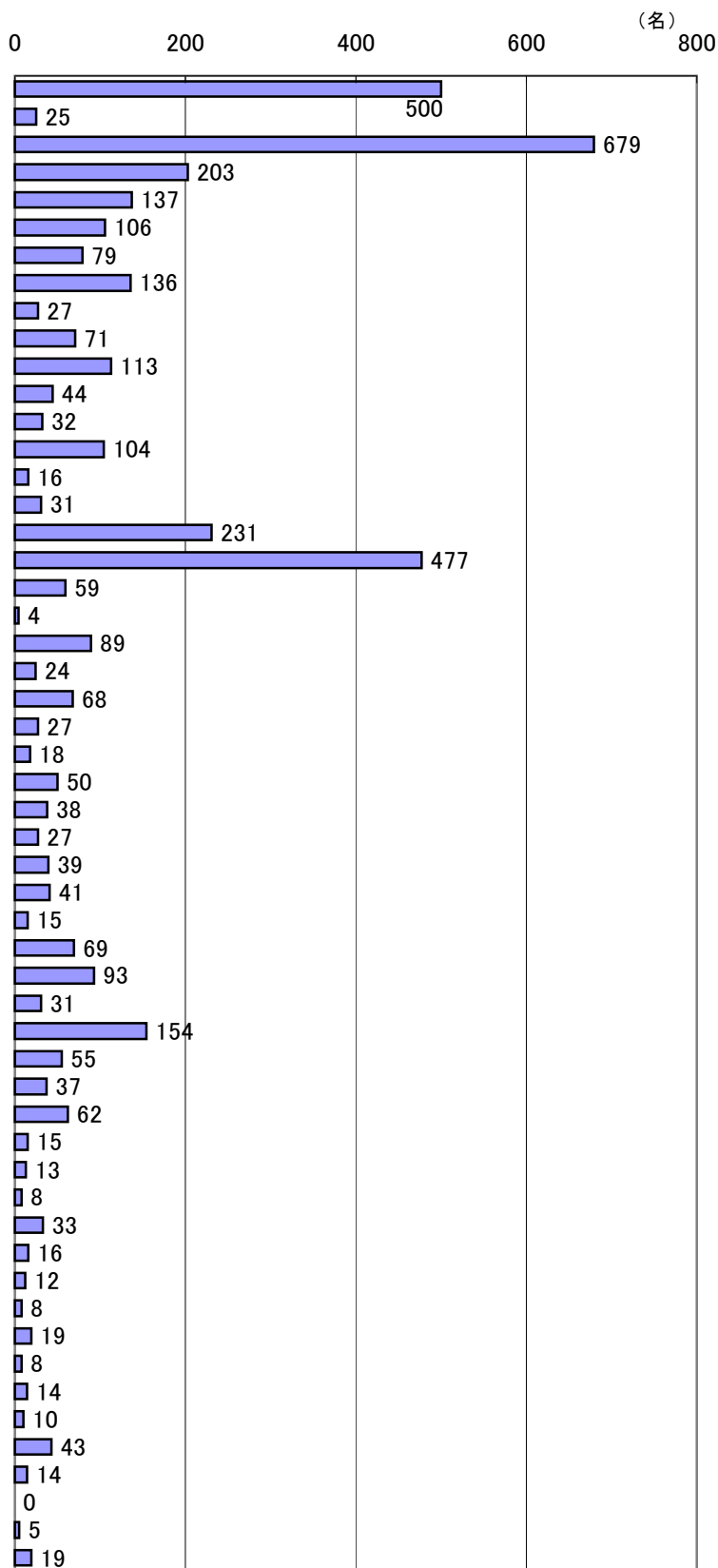
※ 千葉県の一人当たり経費は、通信課程を除き、専攻課程は定員の1/2で算出

# 市町村の生涯学習等実施状況

○ほぼすべての市町村において何らかの生涯学習講座を開催している。

○44市町村において高齢者対象講座を設けている。

	合計	高齢者対象	成人一般対象
千葉市	500	47	453
銚子市	25	9	16
市川市	679	9	670
船橋市	203	47	156
館山市	137	1	136
木更津市	106	18	88
松戸市	79	6	73
野田市	136	20	116
茂原市	27	0	27
成田市	71	8	63
佐倉市	113	4	109
東金市	44	3	41
旭市	32	1	31
習志野市	104	9	95
柏市	16	3	13
勝浦市	31	1	30
市原市	231	15	216
流山市	477	18	459
八千代市	59	4	55
我孫子市	4	1	3
鴨川市	89	15	74
鎌ヶ谷市	24	6	18
君津市	68	12	56
富津市	27	3	24
浦安市	18	0	18
四街道市	50	6	44
袖ヶ浦市	38	7	31
八街市	27	3	24
印西市	39	5	34
白井市	41	3	38
富里市	15	0	15
南房総市	69	7	62
匝瑳市	93	14	79
香取市	31	11	20
山武市	154	1	153
いすみ市	55	1	54
酒々井町	37	0	37
栄町	62	0	62
神崎町	15	2	13
多古町	13	2	11
東庄町	8	1	7
大網白里町	33	0	33
九十九里町	16	1	15
芝山町	12	1	11
横芝光町	8	1	7
一宮町	19	0	19
睦沢町	8	1	7
長生村	14	5	9
白子町	10	0	10
長柄町	43	2	41
長南町	14	1	13
大多喜町	0	0	0
御宿町	5	0	5
鋸南町	19	1	18
計	4,248	336	3,912



※ 千葉県教育委員会「千葉県の社会教育」（平成22年度）による。



生涯大学校卒業生によるボランティア等活動団体の状況

学園	団体名	代表	設立年月	会員数	年会費	活動内容
京 葉 学 園	四街道学友会	飛田周淋	S59.11	192	1,000	「もみの会」を設立し各種活動(施設等の除草、市や社協等の行事応援)実施
	習友会	吉田 正	S53.6	85	1,000	個人でスポーツリーダーや各種地域活動参加
	習志野市友の会	福本重敏	H13.4	107	必要に応じ	市の行事等に参加
	NPO法人単椅子ワ ダンス普及会千葉中 央支部(矢車草の 会)	荒木 實	H14.4	19	2,000	施設訪問、千葉市ボランティア連絡協の事業に参加
	ストップ地球温暖化 長生	内山明治	H19.5	10	1,000	長生リサイクルフェア、小・中学生の環境教育講座開催
	ちば傾聴フレンズ	中尾憲彦	H16.12	25	0	千葉市内の施設で傾聴ボランティア
	生涯大学浦安会	中澤正男	H11.10	32	1,000	小学校陶芸授業指導、小学校校庭園芸作業、市ボランティア協の活動参加
	平成芸能ボランティア 一座	内海 茂	S63.11	30	1,000	施設訪問、美術館の資料管理、さつきが丘西小で放課後子ども教室及び抹茶クラブ開催
	銚子ボランティアがイ 観光船頭会	鈴木俊雄	H14.4	30	0	銚子市内の観光案内
	気ままサロン	佐藤匡夫	H11.10	230	3,000	配偶者を失った人達の食事会や散歩による交流会実施
	ワークショップまごころ	青木聡洋	H16.4	5	0	重度障害者の社会参加支援
	松戸里やま応援団 四季の会	中島敏夫	H19.3	11	1,500	ホダシの森保全育成事業(松戸市助成)
	松戸里山ボランティア 応援団「三樹の会」	早川 勝	H18	14	1,000	清掃活動、樹木調査等
	フラ・ハイビスカス	佐々木周子	H7.4	18	36,000	施設慰問、一宮町芸能大会参加
向南台グランドゴルフ 同好会	佐藤 實	H18.2	26	3,600	地区公園の清掃	

学園	団体名	代表	設立年月	会員数	年会費	活動内容
東葛飾学園	東葛我孫子福祉会	臼井宣之	H9.2	41	1,000	施設支援(清掃、傾聴等)、公園清掃、文化財が、市行事応援、小学校登下校時の保護・誘導
	東葛市川福祉会	井上 発	H9.2	105	1,000	施設支援(清掃、傾聴等)、市行事応援
	東葛印西福祉会	関根哲夫	H19.7	31	1,000	傾聴ボランティア、農作業・園芸福祉ボランティア、外出行事支援、小学校登下校時の保護・誘導
	東葛柏福祉会	森 雄三	H9.2	347	1,000	施設支援(花壇手入れ、傾聴等)、各種ボランティア参加(リサイクル、エコマラソン、観光が、等)
	東葛鎌ヶ谷福祉会	井山美三夫	H9.2	120	1,000	施設支援(農園芸作業、リハビリダンス、車椅子移動等)、小学校登下校時の保護・誘導
	東葛流山福祉会	染野智司	H9.2	120	1,000	施設支援(傾聴、デイサービス手伝い、ゲーム補助等)、市行事協力
	東葛野田福祉会	中沢君代	H15.4	43	1,000	施設支援(傾聴等)、園芸ファーム運営、神社の樹木剪定・菜園・花壇づくり、独居老人宅の整枝・剪定、各種行事応援
	東葛船橋福祉会	伊藤知之	H9.2	41	1,000	施設支援(傾聴、ゲーム補助、車椅子ダンス補助、清掃、剪定等)、市行事協力、小学校登下校時の保護・誘導
	東葛松戸福祉会	菅野好治	H9.2	230	1,000	施設支援(傾聴、介助、作業支援)、市行事協力、小学校登下校時の保護・誘導
	もみじの会	牧 尚輝	H18.8	18	0	小学校の学習指導、ボランティア養成講座講師
	鎌ヶ谷校友会	橋本 勇	H13.7	42	2,000	陸上競技大会などにボランティア参加
東葛総学園	神崎町校友会	小林章克	S57.5	41	2,000	駅頭花壇管理
	NPO法人車椅子レクダンス普及会千葉東総支部	加瀬佑子	H18.4	5	2,000	施設訪問、旭ボランティア連絡協の事業に参加
	銚子市観光ボランティア船頭会	鈴木俊雄	H15.10	7	0	銚子市内の観光案内
	ナルク銚子(くろしお)	小澤利政	H16.11	30	3,000	施設等の草刈、小学校登下校時の保護・誘導、公園・海岸等の清掃
	前林里山を守る会	西鳥羽 豊	H17.3	22	10,000	里山活動

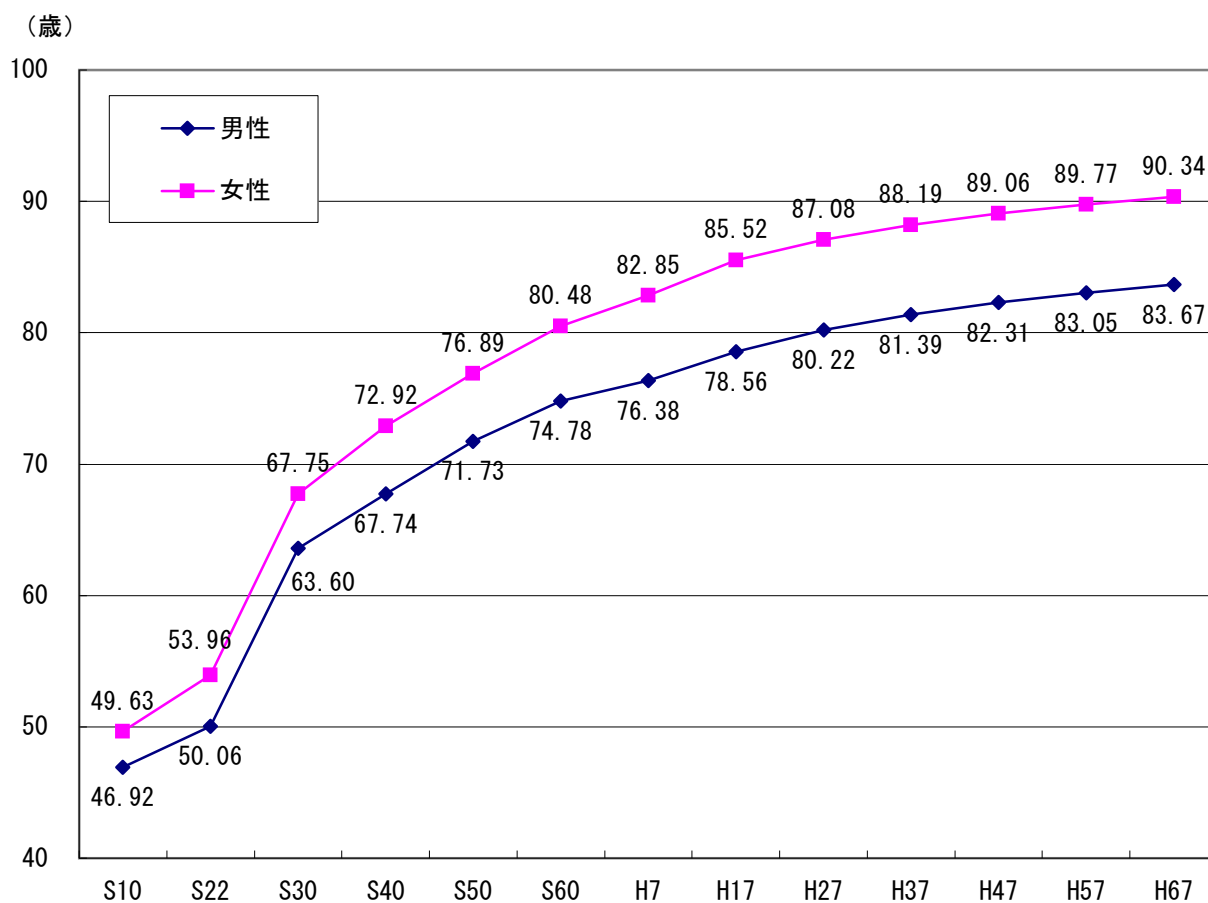
学園	団体名	代表	設立年月	会員数	年会費	活動内容
外 房 学 園	千葉県生涯大学校 大網白里地区学友会	大井康章	S56.1	68	1,000	施設支援(傾聴、ゲーム補助、農作業等)、九十九里浜清掃大作戦参加
	岬町生涯大学OB会	西海喜一	H14.4	60	1,000	公民館等除草
	日本手話ダンスそと ぼう	飯沼洋子	H13.1	22	9,600	施設の行事参加
	外房学園OBボランティア クラブ	鶴岡義久		20		施設慰問(日本舞踊、カラオケ、三味線、手品等)
	季房会	伊藤富三	H15.11	13		美化活動
	玉すだれの会	古賀郁子		18		施設慰問
南 房 学 園	千葉県生涯大学校 南房学園同窓会	佐野信一	S57.6	280	500	施設支援(奉仕活動)、駅頭清掃活動
	碧空会	鶴下行雄	H14.2	51	1,000	施設支援(奉仕活動、行事支援)
	生涯大OB 生きいき ひまわりの会	野村泰男	H13.8	47	1,000	駅頭花壇管理、休耕田への花の播種
	南房同友会	吉田兼雄	H20.4	9	6,000	施設慰問(民謡、吟詠、舞踊、フラダンス、三味線等)
	ふくの里 ふくの家	山田建夫	H21.6	15	500	館山「川と海」再生プロジェクト参加(EM菌づくり)
合計	42団体			2,680		

## 平均寿命の推移と将来推計

○平均寿命は、昭和10年は50歳未満であったが、年々延び、昭和27年に女性が、昭和30年に男性が60歳を超え、平成17年には男性78.56歳、女性85.52歳と70年間で28年～35年延びた。

○今後、平成47年には男性82.31歳、女性89.06歳、平成67年には男性83.67歳、女性90.34歳になると見込まれている。

### 平均寿命の推移と将来推計(全国)



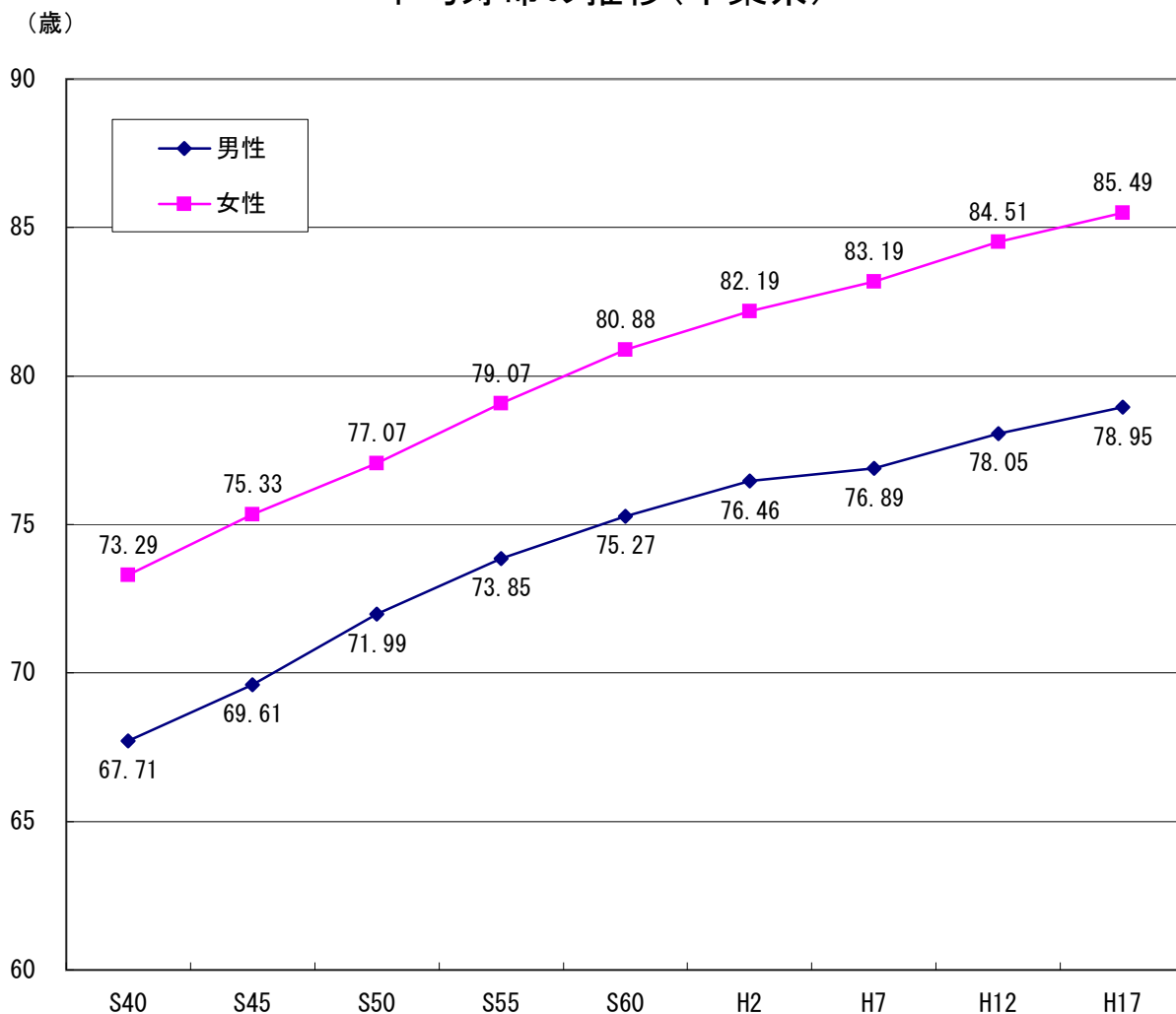
※ 平成17年までは、厚生労働省「完全生命表」による。

平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の死亡中位仮定による推計。

# 平均寿命の推移と将来推計

○本県の平均寿命は、昭和45年の男性67.71歳、女性73.29歳から、平成17年の男性78.95歳、女性85.49歳と、年々延びている。

## 平均寿命の推移(千葉県)



※ 厚生労働省「都道府県別生命表」による。

# 高齢者の生存率の推移

## ○明治8年（1875年）生まれの人の

65歳まで生存する割合は40.0%、  
75歳まで生存する割合は19.8%、  
85歳まで生存する割合は5.4%であった。

## ○大正9年（1920年）生まれの人の

65歳まで生存する割合は50.4%と半数を超え、  
75歳まで生存する割合は41.6%、  
85歳まで生存する割合は26.4%と4人に1人が生存する。

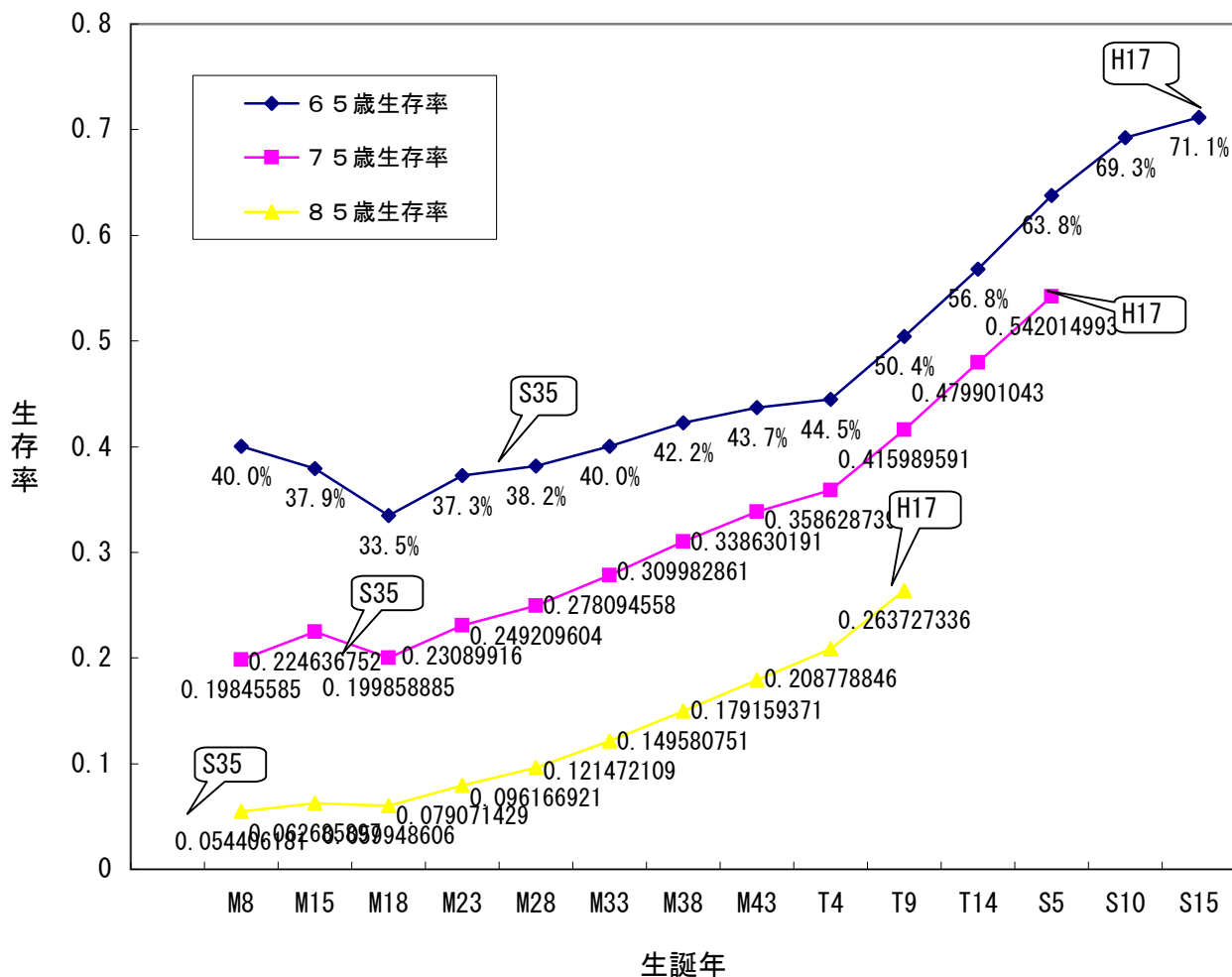
## ○昭和5年（1930年）生まれの人の

65歳まで生存する割合は63.8%と3人に2人が、  
75歳まで生存する割合は54.2%と半数を超えた。

## ○昭和15年（1940年）生まれの人の

65歳まで生存する割合は71.1%となった。

高齢者の生存率の推移(全国)



※ 国勢調査、内閣統計局「国勢調査以前の人口」による。

# 高齢者人口と高齢化率の推移と将来推計

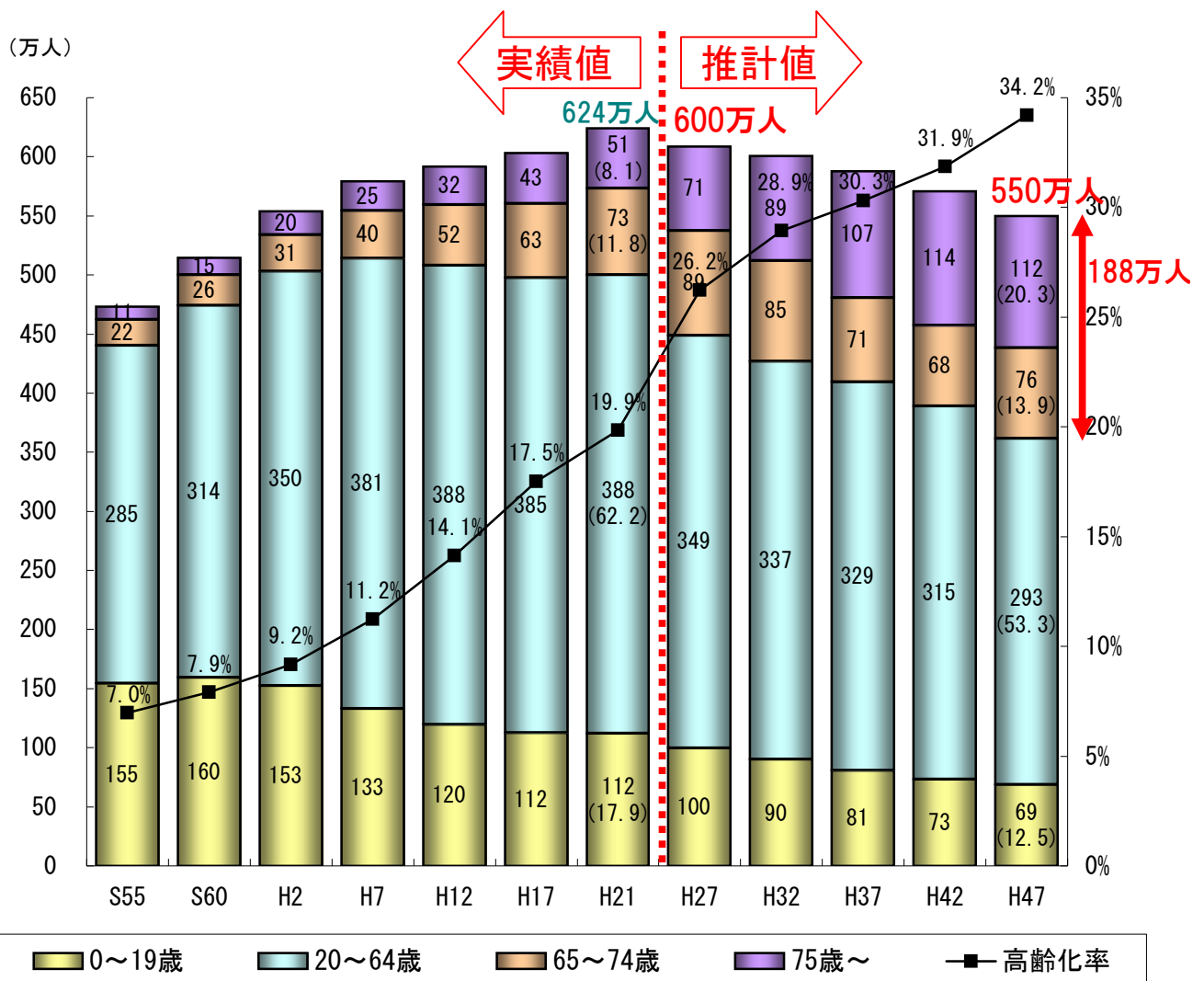
○本県の65歳以上人口は、平成21年の124万人から平成47年には188万人に、64万人（約52%）増加すると推計されている。

○一方、労働力人口は平成21年の388万人から平成47年には293万人へと、95万人（約25%）減少すると推計されている。

○本県の高齢化率は、平成21年の19.9%から平成47年には34.2%まで増加すると推計されている。

○うち75歳以上の高齢者の占める率は、平成21年の8.1%から平成47年には20.3%まで増加すると推計されている。

高齢者人口と高齢化率の推移と将来推計（千葉県）



※ 昭和55年～平成17年は総務省統計局「国勢調査結果」による。

平成21年は「平成21年度千葉県年齢別・町丁字別人口統計調査」による。

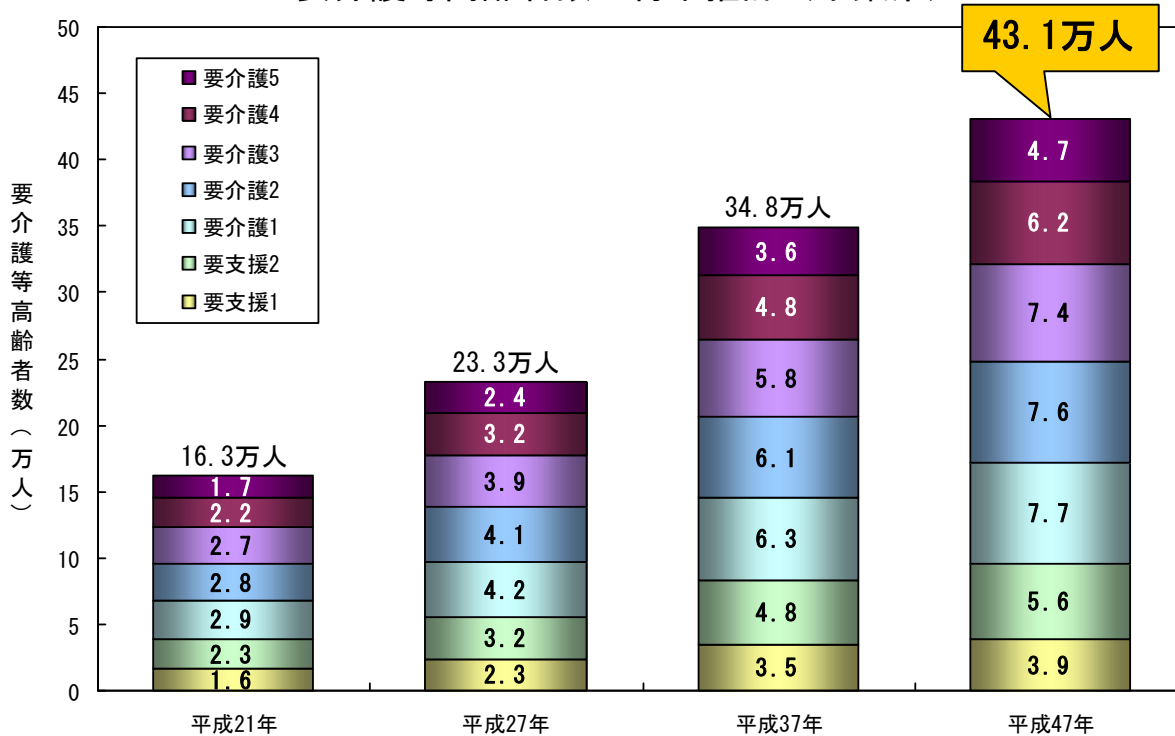
平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」による。

グラフ中の（ ）内の数字は人口比。21

# 要介護等高齢者数の将来推計

○本県における介護を要する高齢者数は、平成21年の16万3千人から平成47年には43万1千人まで増加すると推計されている。

要介護等高齢者数の将来推計（千葉県）

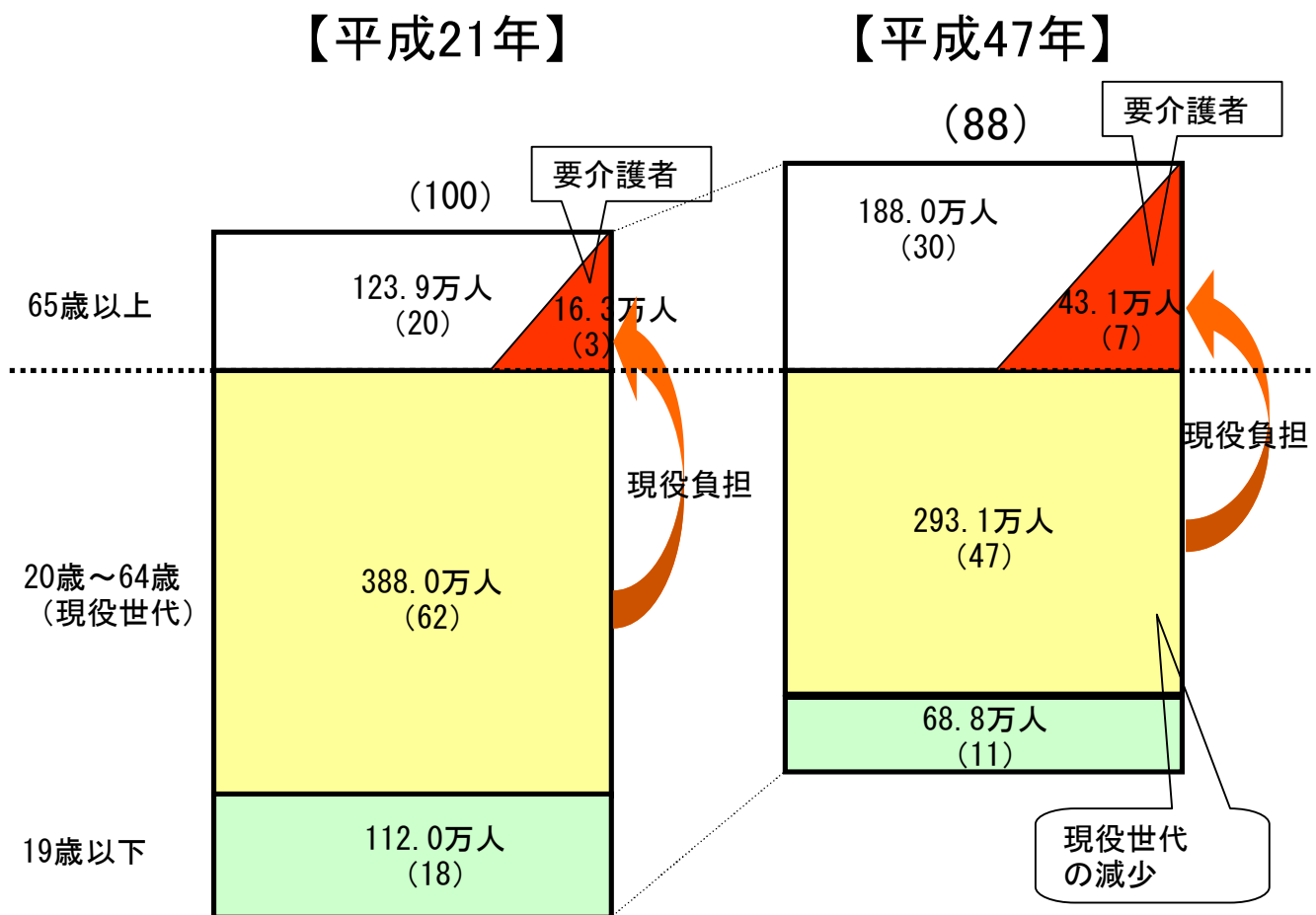




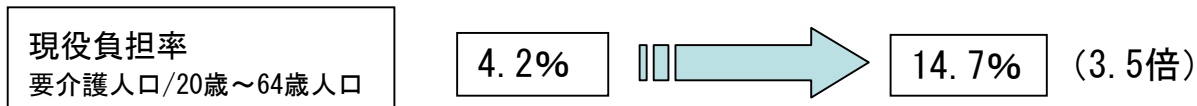
# 高齢化による現役世代の負担の将来推計

○本県における介護を要する高齢者の労働者人口に対する割合は、平成21年の4.2%から平成47年には14.7%まで上昇すると推計されている。

高齢化による現役世代の負担の将来推計（千葉県）



※（ ）内は平成21年の総人口を100とした場合の指数

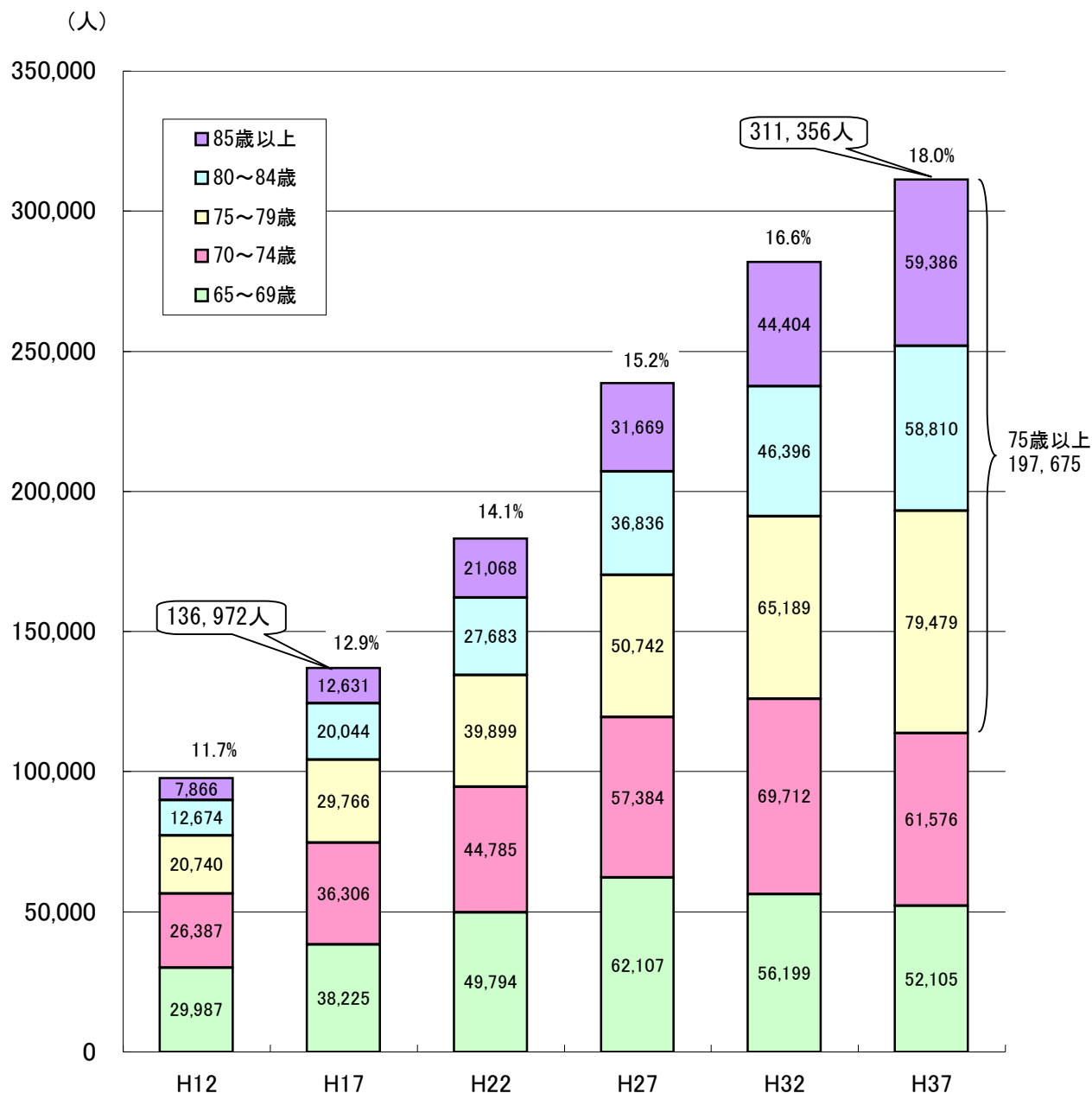


## 一人暮らし高齢者数の推移と将来推計

○千葉県における一人暮らし高齢者数は、年々増加し、平成37年には30万人を超えると見込まれている。

○特に85歳以上の一人暮らし高齢者数は、約6万人で一人暮らし高齢者の2割近くになると見込まれている。

一人暮らし高齢者数の推移（千葉県）



※ 平成12年及び平成17年は総務省統計局「国勢調査結果」を元に作成。

※ 平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計、平成17年8月推計）」を元に作成。

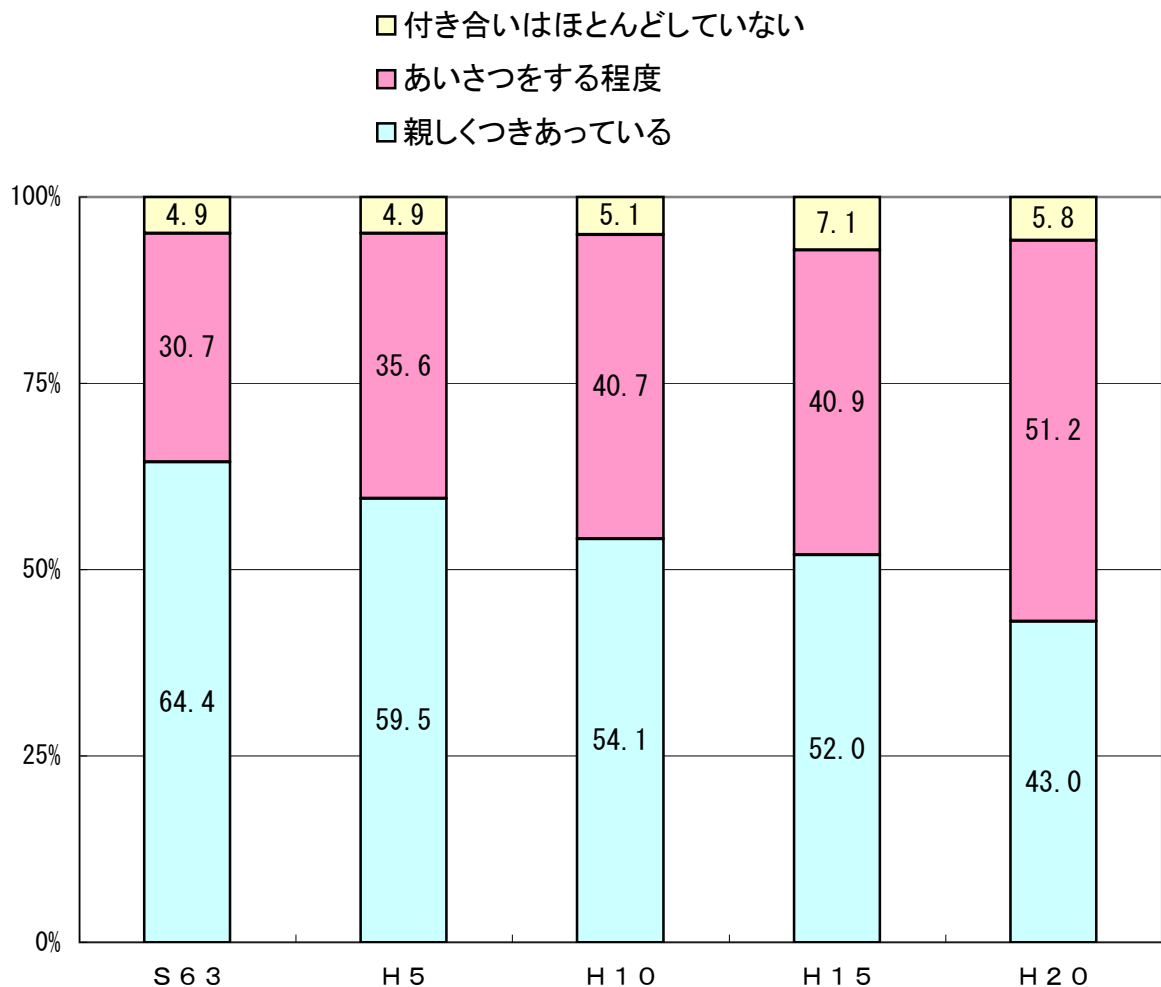
※ グラフ中の割合は、一人暮らし高齢者のうち85歳以上人口の65歳以上人口に占める割合。

## 近所の人たちとの交流状況

○近所の人たちと親しく付き合っている人は年々減少し、平成20年には43.0%になった。

○一方、あいさつをする程度の方は年々増加し、平成20年には51.2%と過半数を超えた。

### 近所の人たちとの交流(全国)



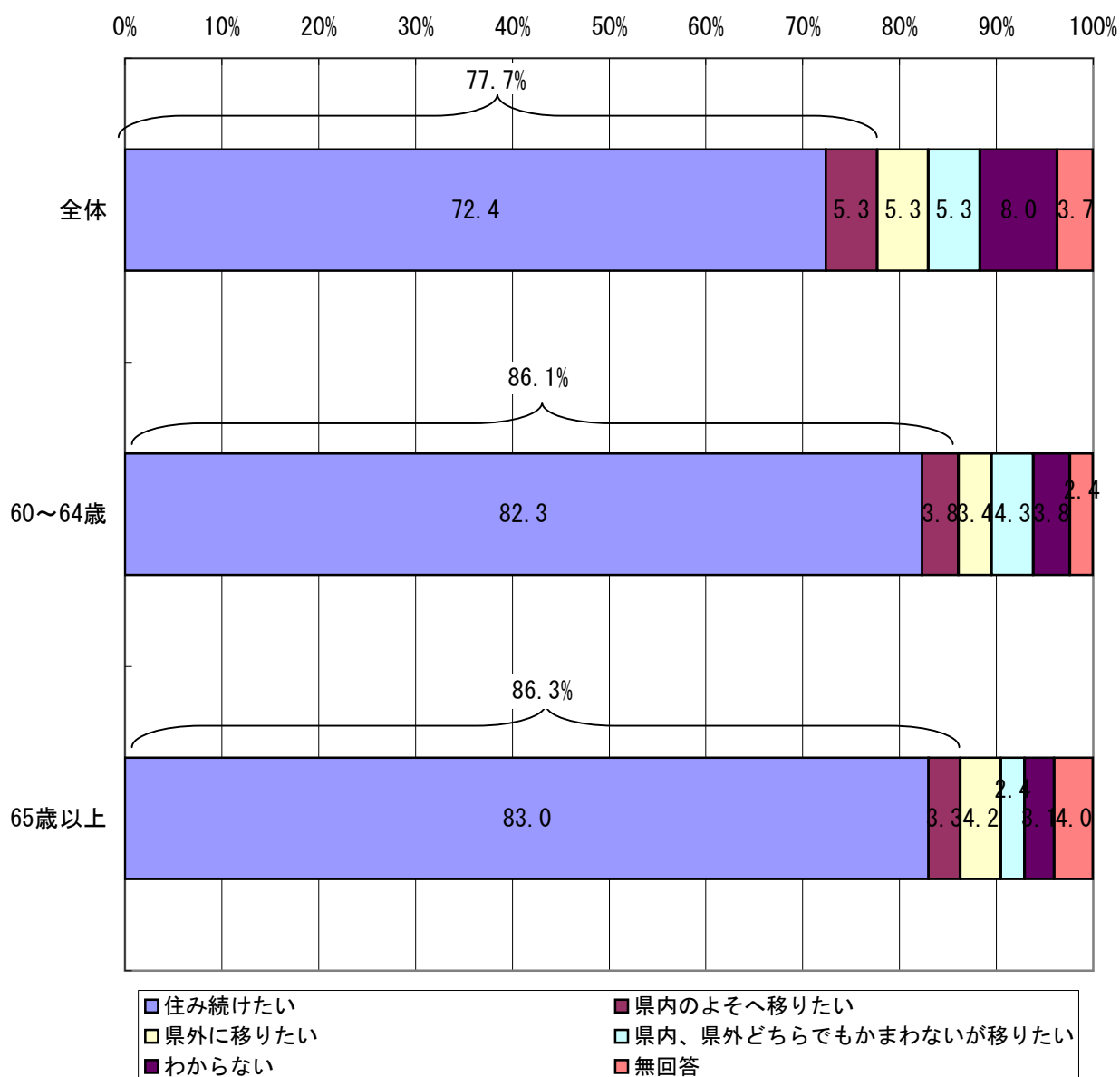
※ 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成20年)による。

# 今後の居住意向

○現在住んでいる地域に住み続けたいと思っている人は7割を超え、県内のよそへ移りたいの5%を合わせ、県内に住み続けたいと思っている人は約8割である。

○60歳以上では、県内に住み続けたいと思っている人は86%である。

今後の居住意向（千葉県）



※ 第38回県政に関する世論調査（平成21年）より

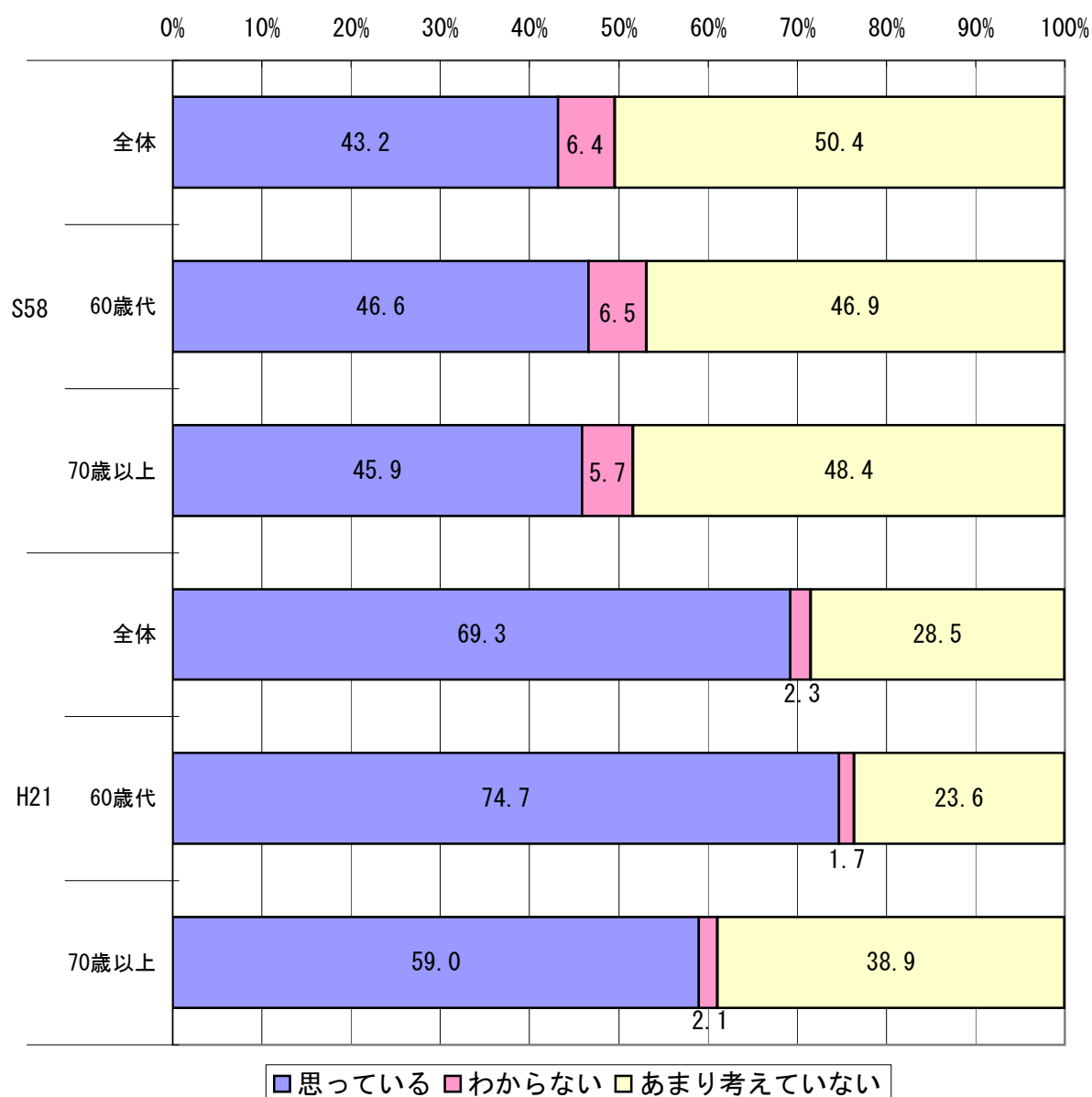
# 社 会 へ の 貢 献 意 識

○社会のために役立ちたいと思っている人は、昭和58年の43.2%から平成21年には69.3%に増加した。

○60歳代では、昭和58年の46.6%から平成21年には74.7%に増加した。

○70歳代では、昭和58年の45.9%から平成21年には59.0%に増加した。

社 会 へ の 貢 献 意 識 （ 全 国 ）

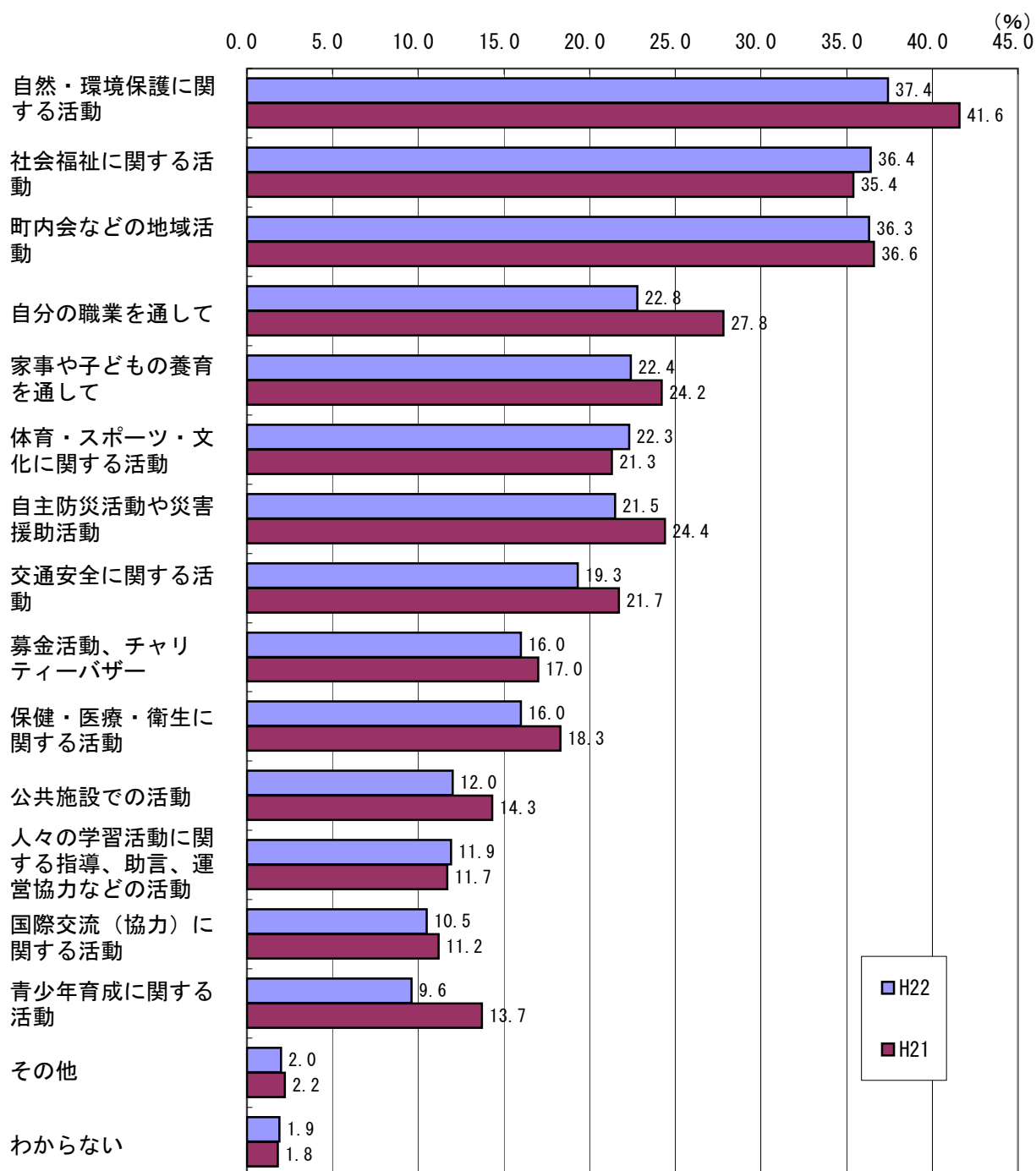


※ 内閣府「社会意識に関する世論調査」による。

# 社 会 へ の 貢 献 内 容

○「自然・環境保護に関する活動」、「町内会などの地域活動」、「社会福祉に関する活動」を通じて社会に貢献したいと思っている人が多い。

社 会 へ の 貢 献 内 容 （ 全 国 ）



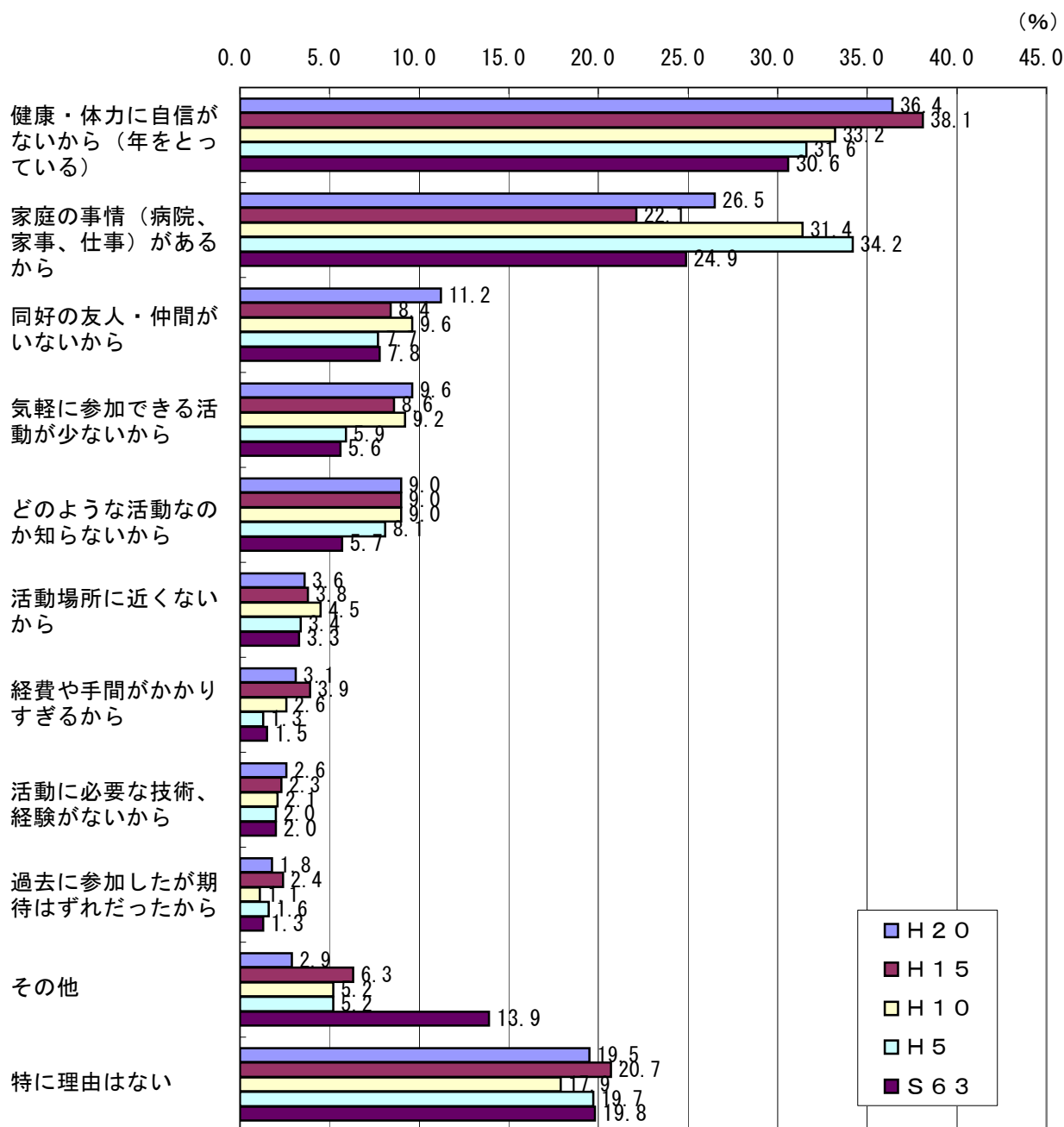
※ 内閣府「社会意識に関する世論調査」（平成22年）による。

## 地域活動に参加しなかった理由

○高齢者が地域活動に参加しなかった理由として「健康・体力に自信がないから」が36.4%、「家庭の事情があるから」が26.5%と、他の理由の2倍以上を占めている。

○「同好の友人・仲間がいないから」の11.2%と、「気軽に参加できる活動が少ないから」の9.6%と、「どのような活動が行われているか知らないから」の9.0%を合わせると29.8%となる。

地域活動に参加しなかった理由（全国）

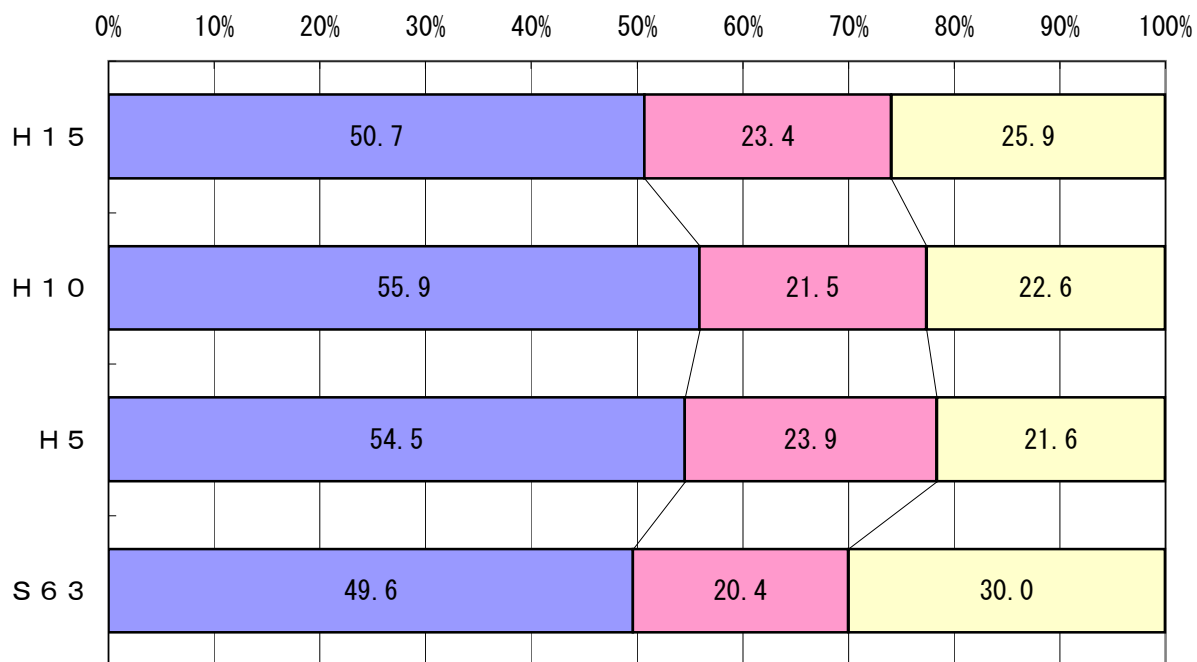


※ 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」による。

## 退職者の地域との関わり方

○退職者の地域との関わり方は、「積極的に目を向けさせる手だてが必要」と考えている高齢者は50%を超えている。

退職者の地域との関わり方（全国）



■積極的に地域活動に目を向けさせる手だてが必要 ■地域活動にこだわる必要はない □わからない

※ 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」による。



# 千葉県生涯大学校設置管理条例

(昭和53年12月22日 条例第39号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、生涯大学校の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、高齢者に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる生きがいの高揚に資することを目的として生涯大学校（以下「大学校」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 大学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
千葉県生涯大学校京葉学園	千葉市
千葉県生涯大学校東葛飾学園	松戸市・流山市
千葉県生涯大学校東総学園	銚子市・香取郡神崎町
千葉県生涯大学校外房学園	茂原市・勝浦市
千葉県生涯大学校南房学園	館山市・木更津市

(課程、修業年限及び定員)

第4条 大学校に一般課程及び専攻課程を、千葉県生涯大学校京葉学園に通信課程を置く。

2 大学校の課程の修業年限及び定員は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分		課 程	修業年限	定員（1学年）
千葉県生涯大学校京葉学園		一般課程	2年	330名
		専攻課程	2年	470名
		通信課程	2年	500名
千葉県生涯大学校	浅間台校舎	一般課程	2年	240名
		専攻課程	2年	50名
東葛飾学園	江戸川台校舎	一般課程	2年	280名
		専攻課程	2年	120名
千葉県生涯大学校東総学園		一般課程	2年	195名
		専攻課程	2年	25名

千葉県生涯大学校外房学園	一般課程	2 年	1 9 5 名
	専攻課程	2 年	2 5 名
千葉県生涯大学校南房学園	一般課程	2 年	1 9 5 名
	専攻課程	2 年	2 5 名

(指定管理者による管理)

第5条 知事は、大学校の設置の目的を効果的に達成するため、大学校の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 大学校における授業に関する業務
- 二 大学校への入学の手続（入学の許可を除く。）に関する業務
- 三 その他大学校の設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務

(入学資格)

第7条 大学校に入学できる者は、県の区域内に住所を有する60歳以上の者とする。

- 2 前項に定めるもののほか、第4条第1項に規定する専攻課程に入学できる者は、同項に規定する一般課程を修業した者とする。

(入学の許可)

第8条 大学校に入学しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(管理の基準)

第9条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

(利用料金)

第10条 大学校を利用する者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の支払の時期)

第11条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

(利用料金の免除)

第12条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第13条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(知事による管理)

第14条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第5条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に当該大学校の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、当該大学校を利用する者は、第10条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第1項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合における第11条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）第5条第3項の規定の例」と、同表中「第10条第3項」とあるのは「第14条第2項」とする。

4 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。

5 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

6 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

7 第1項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第10条第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について第14条第2項本文の規定

による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第10条第3項）

利用料金の名称	区 分	単 位	額の範囲
授業料	一般課程	一年につき	一万八千円以内
	専攻課程	一年につき	八千円以内
	通信課程	一年につき	四千円以内

備考

- 一 学年の中途において退学する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 二 学年の中途において退学する者の授業料の額の算定は、当該退学した日の属する月の当該月分を算入するものとする。

附 則

この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日条例第11号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日条例第43号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月21日条例第34号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月5日条例第43号）

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月25日条例第43号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月17日条例第44号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月9日条例第73号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月22日条例第41号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定（同表千葉県生涯大学校北総学園の項名称の欄の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年7月15日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月12日条例第12号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月18日条例第61号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年3月31日において千葉県生涯大学校（以下「大学校」という。）に在学している者については、改正後の千葉県生涯大学校設置管理条例第7条の規定にかかわらず、その者が引き続き大学校に在学する間は、授業料を徴収しない。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

3 使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中千葉県軽費老人ホーム設置管理条例（昭和47年千葉県条例第1号）に基づくものの次に次のように加える。

（次のよう略）

附 則（平成17年10月25日条例第79号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和53年千葉県条例第39号）に基づくものの項を削る。

別表第3中千葉県生涯大学校の授業料の項を削る。

附 則（平成21年7月17日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 千葉県生涯大学校管理規則

(昭和53年12月22日 規則第88号)

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和53年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）第9条及び第15条の規定により生涯大学校（以下「大学校」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第2条 知事は、条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(入学の手続)

第3条 大学校に入学しようとする者は、知事が別に定めるところにより入学願書を提出しなければならない。

(入学の許可)

第4条 知事は、前条の規定により入学願書の提出があつた場合は、抽選の方法により入学を許可すべき者を決定し、入学を許可するものとする。ただし、第5条第1項に規定する福祉科に係る入学を許可すべき者の一部については、知事が別に定めるところにより入学を許可することができる。

(入学の通知)

第5条 知事は、前条の規定により入学を許可した者に対し、入学許可通知書により通知するものとする。

(学科、定員及び授業科目)

第6条 大学校の一般課程に係る学科及び学科別の定員は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分		学 科	定 員
千葉県生涯大学校京葉学園		福祉科	70名
		生活科	70名
		園芸科	140名
		陶芸科	50名
千葉県生涯大学校東葛飾学園	浅間台校舎	福祉科	70名
		生活科	30名
		園芸科	140名
	江戸川台校舎	福祉科	140名
		生活科	90名
		陶芸科	50名
千葉県生涯大学校東総学園		福祉科	70名

	生活科	30名
	園芸科	70名
	陶芸科	25名
千葉県生涯大学校外房学園	福祉科	70名
	生活科	30名
	園芸科	70名
	陶芸科	25名
千葉県生涯大学校南房学園	福祉科	70名
	生活科	30名
	園芸科	70名
	陶芸科	25名

2 大学校の専攻課程に係る学科及び学科別の定員は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分		学 科	定 員
千葉県生涯大学校京葉学園		社会専攻科	310名
		園芸専攻科	110名
		陶芸専攻科	50名
千葉県生涯大学校東葛飾学園	浅間台校舎	園芸専攻科	50名
	江戸川台校舎	社会専攻科	70名
		陶芸専攻科	50名
千葉県生涯大学校東総学園		陶芸専攻科	25名
千葉県生涯大学校外房学園		陶芸専攻科	25名
千葉県生涯大学校南房学園		陶芸専攻科	25名

3 前各項に規定する学科の授業科目は、共通科目及び専門科目とする。

4 大学校の通信課程においては、通信課程用教材を使用するとともに面接指導を行うものとする。

(学年)

第7条 大学校の学年は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(授業及び授業時間)

第8条 大学校においては、一般課程にあつては毎週一回授業を行うものとし、専攻課程にあつては、隔週一回授業を行うものとする。

2 大学校の授業時間は、1日4時間とする。

3 第1項に定める授業を行う日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たったとき、並びに指定管理者が別に定める夏期休暇及び冬期休暇の期間にあるときは、休業日とする。

4 前各項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の

承認を受けて、授業日数及び授業時間を増減することができる。

(退学)

第9条 大学校に在学する者は、大学校を退学しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(卒業証書)

第10条 知事は、大学校の一般課程及び通信課程を修了した者に対し卒業証書を、大学校の専攻課程を修了した者に対し修了証書を授与する。

(知事が管理する場合の特例)

第11条 条例第14条第1項の規定により知事が大学校の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第8条第3項又は第4項に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第8条第4項中「知事の承認を受けて、授業日数」とあるのは「授業日数」とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月29日規則第9号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年11月6日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年12月19日規則第71号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月21日規則第76号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年12月5日規則第86号)

この規則は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年12月25日規則第109号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月17日規則第71号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年12月9日規則第109号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月22日規則第80号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月12日規則第13号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。



附 則（平成14年10月18日規則第94号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月7日規則第11号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月4日規則第172号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の千葉県生涯大学校管理規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第2条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例（平成17年千葉県条例第79号）による改正後の条例」とする。

附 則（平成21年7月17日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。